

# いちき串木野市第3期障害者計画

(2018年度～2023年度)

第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画

(2018年度～2020年度)

**【素案】**

2018年 月

いちき串木野市

市長あいさつ文

# 目次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって.....           | 1  |
| 第1節 計画策定の趣旨.....             | 1  |
| 第2節 計画の性格・位置付け.....          | 2  |
| 1 法的根拠.....                  | 2  |
| 2 他計画との関係.....               | 2  |
| 3 計画期間.....                  | 3  |
| 4 計画の対象.....                 | 3  |
| 第3節 計画の策定体制.....             | 4  |
| 1 有識者等による計画策定の審議・検討.....     | 4  |
| 2 住民ニーズの把握.....              | 4  |
| 3 パブリックコメントの実施.....          | 4  |
| 第2章 障がい者を取り巻く現状と将来予測.....    | 5  |
| 第1節 本市の障がい者の状況.....          | 5  |
| 1 人口及び高齢化率の推移.....           | 5  |
| 2 身体障害者手帳所持者数の推移.....        | 6  |
| 3 療育手帳所持者数の推移.....           | 8  |
| 4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....    | 10 |
| 5 障がい児の療育・教育状況.....          | 12 |
| 第2節 アンケート調査からみた障がい者の意識.....  | 13 |
| 1 調査の概要.....                 | 13 |
| 2 調査結果の概要.....               | 14 |
| 第3節 計画期間中の人口及び障がい者数.....     | 21 |
| 1 人口.....                    | 21 |
| 2 障がい者数.....                 | 22 |
| 第4節 障がい者等を取り巻く課題.....        | 25 |
| 1 地域での暮らしに関する課題.....         | 25 |
| 2 雇用・就労に関する課題.....           | 25 |
| 3 障害種別にみた課題.....             | 25 |
| 第3章 基本理念及び重点目標等.....         | 26 |
| 第1節 基本理念.....                | 26 |
| 第2節 重点目標.....                | 27 |
| 第3節 分野別施策.....               | 27 |
| 第4節 施策の体系図.....              | 28 |
| 第4章 分野別施策の基本的方策.....         | 29 |
| 第1節 啓発・広報.....               | 29 |
| 第2節 教育.....                  | 31 |
| 第3節 雇用・就業.....               | 33 |
| 第4節 保健・医療.....               | 34 |
| 第5節 福祉.....                  | 36 |
| 第6節 生活環境.....                | 38 |
| 第7節 スポーツ、レクリエーション及び文化活動..... | 40 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 第5章 第5期障害福祉計画.....             | 41 |
| 第1節 基本指針・成果目標.....             | 41 |
| 1 福祉施設から地域生活への移行促進.....        | 43 |
| 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築..... | 43 |
| 3 地域生活支援拠点等の整備.....            | 43 |
| 4 福祉施設から一般就労への移行等促進.....       | 43 |
| 第2節 障害福祉サービス.....              | 45 |
| 1 訪問系サービス.....                 | 45 |
| 2 日中活動系サービス.....               | 48 |
| 3 居住系サービス.....                 | 54 |
| 4 相談支援.....                    | 57 |
| 第6章 第1期障害児福祉計画.....            | 59 |
| 第1節 基本指針・成果目標.....             | 59 |
| 1 障がい児支援の提供体制の整備等.....         | 59 |
| 第2節 障がい児支援のサービス体系及び利用の流れ.....  | 61 |
| 1 障がい児支援のサービス体系.....           | 61 |
| 2 サービス利用の流れ.....               | 61 |
| 第3節 障がい児支援.....                | 62 |
| 1 障害児通所支援.....                 | 62 |
| 2 障害児入所支援.....                 | 65 |
| 3 障害児相談支援.....                 | 66 |
| 第7章 地域生活支援事業.....              | 67 |
| 1 基幹相談支援センター事業.....            | 67 |
| 2 成年後見制度利用支援事業.....            | 68 |
| 3 意思疎通支援事業.....                | 69 |
| 4 日常生活用具給付事業.....              | 70 |
| 5 移動支援事業.....                  | 72 |
| 6 地域活動支援事業.....                | 73 |
| 7 その他任意事業.....                 | 74 |
| 第8章 計画の推進体制.....               | 78 |
| 1 計画の進行管理.....                 | 78 |
| 2 計画の推進・評価体制.....              | 79 |

### ※「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある方の人権をより尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまで通り「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

本市では、障がい者福祉施策へ総合的に取り組むため、平成24年3月に「いちき串木野市第2期障害者計画」を、平成27年3月に「いちき串木野市第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）」を策定し、障がい者に関する各種施策を推進してきました。

この間、国においては、障害のある人に関する様々な制度が打ち出され、関係法令が整備されてきました。平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されるとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の改正が行われました。また、平成28年5月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）と「児童福祉法」の改正案が国会で可決成立し、平成30年4月から施行されることとなりました。

市町村は、障害者総合支援法の規定により、新たなサービスにも対応した第5期障害福祉計画を策定することとなり、また、児童福祉法の改正に伴い、障害児福祉計画の策定が新たに義務付けられました。

以上の状況から、本市においては「いちき串木野市第3期障害者計画（2018年度～2023年度）・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（2018年度～2020年度）」（以下、「本計画」という）を一体的に策定し、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と見込量を定めるとともに、国の新たな制度や社会情勢の変化を踏まえ、総合的に障がい者施策に関する各種施策を推進していくことを目指します。

【障がい者施策に係る主な関連法令の動向】

|       | H16 | H17     | H18 | H19 | H20 | H21 | H22                     | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |                             |
|-------|-----|---------|-----|-----|-----|-----|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----------------------------|
| 全体の枠組 |     |         |     |     |     |     | 改正障害者基本法<br>(市町村計画の義務化) |     |     |     |     |     |     |     |     | 改正障害者基本法<br>(定義拡大・合理的配慮)    |
| 生活支援  |     | 発達障害支援法 |     |     |     |     |                         |     |     |     |     |     |     |     |     | 改正障害者総合支援法<br>(範囲見直し)       |
|       |     |         |     |     |     |     | 障害者自立支援法<br>(支援費制度へ)    |     |     |     |     |     |     |     |     | 障害者総合支援法<br>(自立支援給付・地域生活支援) |
| 生活環境  |     |         |     |     |     |     |                         |     |     |     |     |     |     |     |     | 高年齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律  |
|       |     |         |     |     |     |     |                         |     |     |     |     |     |     |     |     | 障害者差別解消法<br>(ガイドライン策定義務)    |
| 教育・育成 |     |         |     |     |     |     |                         |     |     |     |     |     |     |     |     | 学校教育法等の一部改正                 |
|       |     |         |     |     |     |     |                         |     |     |     |     |     |     |     |     | 教育基本法の改正                    |
|       |     |         |     |     |     |     |                         |     |     |     |     |     |     |     |     | 改正児童福祉法<br>(通所支援・入所支援)      |
|       |     |         |     |     |     |     |                         |     |     |     |     |     |     |     |     | 改正児童福祉法<br>(障害児福祉計画)        |
| 雇用・就業 |     |         |     |     |     |     |                         |     |     |     |     |     |     |     |     | 改正障害者雇用促進法<br>(差別禁止・合理的配慮)  |
|       |     |         |     |     |     |     |                         |     |     |     |     |     |     |     |     | 改正障害者雇用促進法<br>(精神障害者雇用率追加)  |

## 第2節 計画の性格・位置付け

### 1 法的根拠

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「障害者計画」であり、本市の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示しています。

また、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」についても、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について新たな計画を定めることになり、一体的に策定するものです。

平成28年5月に国会で改正された障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、障害者施策の基本方針の見直しに応じた計画策定を行います。

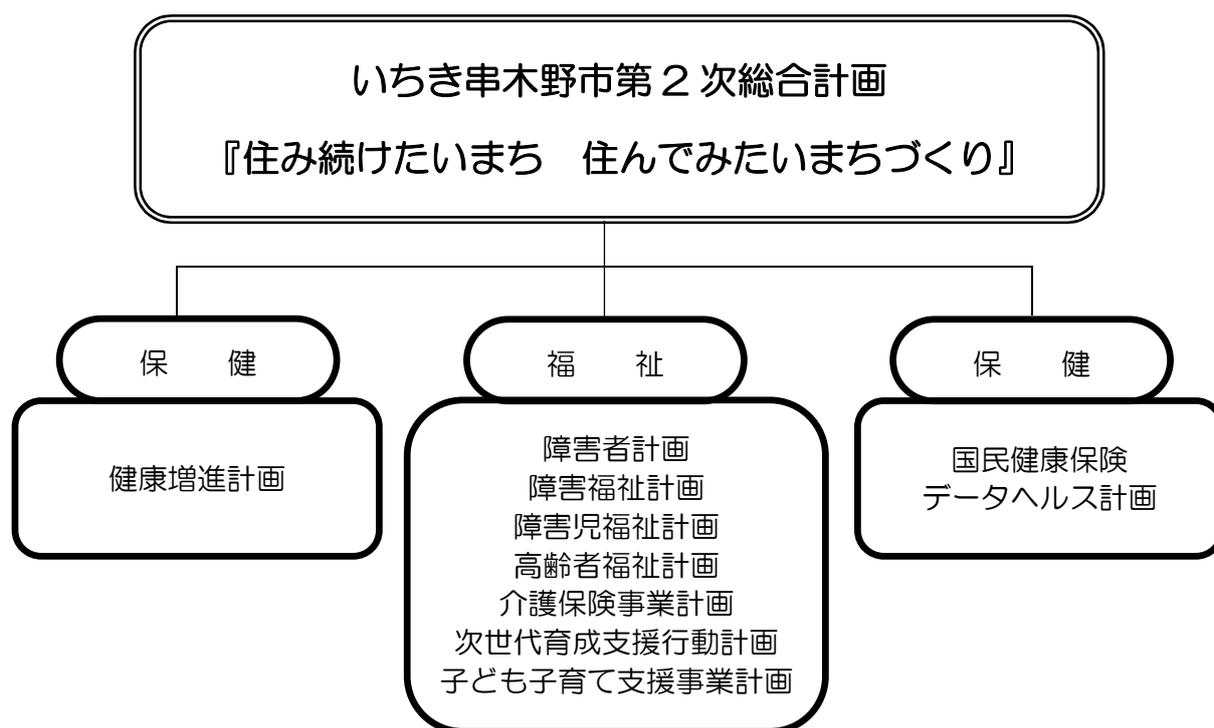
#### 【国の基本方針見直しの主な点】

- ①地域における生活の維持及び継続の推進
- ②精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③就労定着に向けた支援
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑥発達障害児支援の一層の充実

### 2 他計画との関係

本市における最上位計画である「いちき串木野市総合計画」との整合を図り、障がい者福祉施策の基本的指針となるべきものとします。

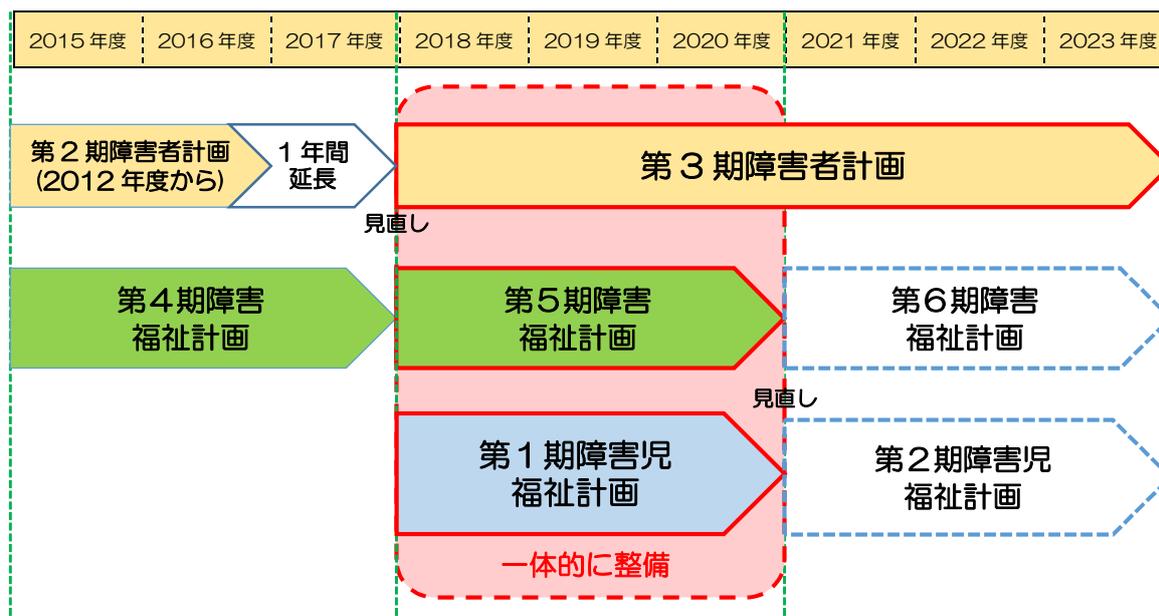
また、障がい者福祉のみならず、児童、高齢者福祉等の福祉関連計画はもとより、医療、保健に関連する計画や鹿児島県障害者計画等とも整合を図ります。



### 3 計画期間

本計画は、障害者計画は2018年度から2023年度までの6年間で第3期の計画期間とし、障害福祉計画は3年を1期として定める障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の確保に関する計画であることから、2018年度から2020年度までの3年間で第5期の計画期間とします。

また、障害児福祉計画は、2018年4月に改正される児童福祉法により、新たに位置づけられたことから、第1期障害児福祉計画は障害福祉計画と一体的に整備します。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。



### 4 計画の対象

本計画での「障がい者」とは、平成23年8月に改正された障害者基本法第2条に定義する障がい者としてします。

ただし、具体的事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令等の規定により、それぞれ限定されます。

#### 障害者基本法第2条

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

以上の人々、及び難病患者や各種団体を含めた方を対象としつつ、障がいのある方もない方も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すためには、あらゆる市民の理解と協力が必要であることから、全市民を計画の対象とします。

### 第3節 計画の策定体制

#### 1 有識者等による計画策定の審議・検討

市内の有識者等で構成された「いちき串木野市地域自立支援協議会」にて、計画内容の審議・検討を行いました。



#### 2 住民ニーズの把握

平成 29 年度に、市内に住所を有する障がい者・児（身体・知的・精神）を対象に「福祉に関するアンケート調査」を実施し、障がい者福祉に関する実態や市民ニーズの把握を行いました。

#### 3 パブリックコメントの実施

※パブリックコメントの実施の概要を記載。

## 第2章 障がい者を取り巻く現状と将来予測

### 第1節 本市の障がい者の状況

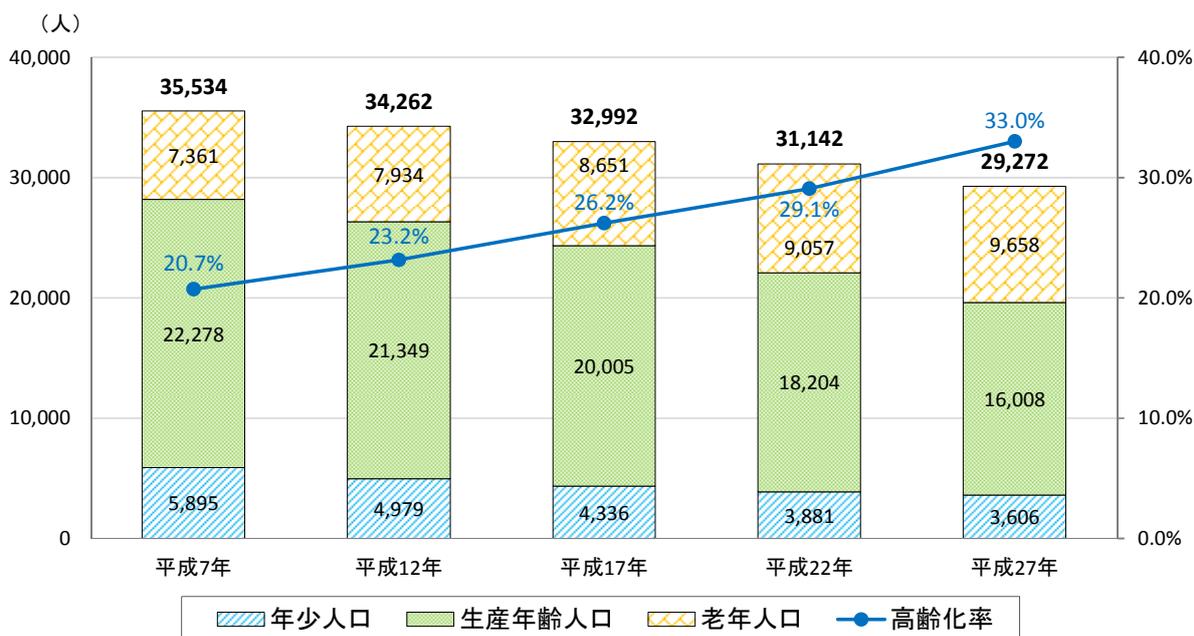
#### 1 人口及び高齢化率の推移

本市の総人口は年々減少傾向にあり、平成27年国勢調査時には29,272人となっています。

平成27年国勢調査時の年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）が3,606人、生産年齢人口（15～64歳）が16,008人、老年人口（65歳以上）が9,658人となっています。過去5回の国勢調査を比較すると、年少人口及び生産年齢人口では減少傾向、老年人口では増加傾向となっており、少子高齢化が急激に進んでいることがうかがえます。

また、高齢化率をみると、平成27年国勢調査時には33.0%となっています。

図表 2-1-1 総人口及び年齢3区分人口、高齢化率の推移



※総務省「国勢調査」より作成。

## 2 身体障害者手帳所持者数の推移

平成 29 年度の身体障害者手帳所持者数は 1,681 人（うち、18 歳未満は 26 人）となっており、特に 65 歳以上の高齢者が 78.6%と、約 8 割を占めています。また、ここ数年、年ごとに若干の差はみられるものの、平成 24 年度と比較すると、116 人増加しており、その増加率は 7.4%となっています。

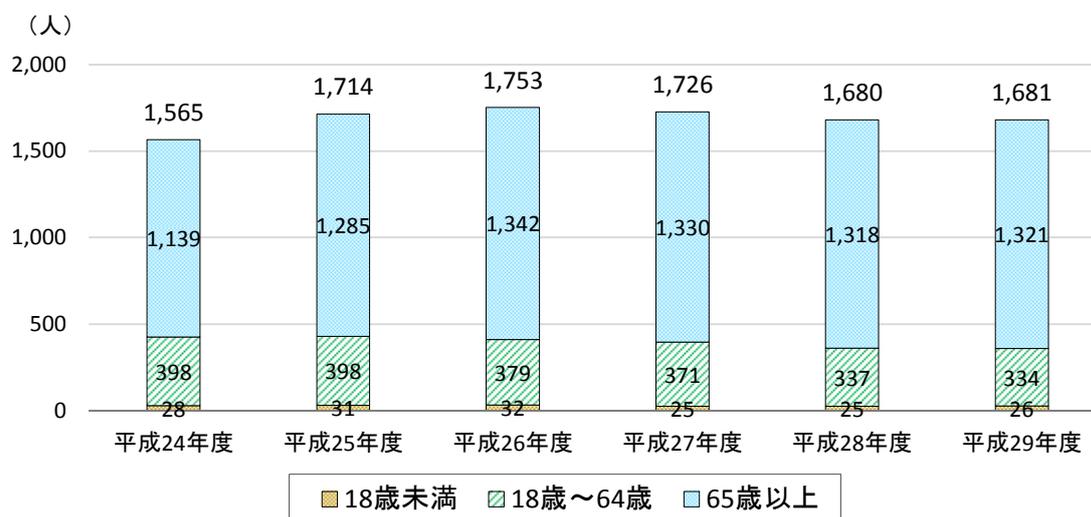
障害の等級別（平成 29 年度）でみると、1 級が 501 人と最も多く、約 3 割（29.8%）を占めています。次いで、4 級が 396 人、3 級が 317 人、2 級が 244 人、6 級が 131 人、5 級が 92 人となっています。

障害の種類別（平成 29 年度）でみると、肢体不自由が 904 人と最も多く、約半数（53.8%）を占めています。次いで、内部障害が 488 人、聴覚平衡機能障害が 173 人、視覚障害が 94 人、音声言語機能障害が 22 人となっています。

図表 2-1-2 身体障害者手帳所持者数の推移

| 項 目         | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 身体障害者手帳所持者数 | 1,565 人  | 1,714 人  | 1,753 人  | 1,726 人  | 1,680 人  | 1,681 人  |
| 18 歳未満      | 28 人     | 31 人     | 32 人     | 25 人     | 25 人     | 26 人     |
| 18 歳～64 歳   | 398 人    | 398 人    | 379 人    | 371 人    | 337 人    | 334 人    |
| 65 歳以上      | 1,139 人  | 1,285 人  | 1,342 人  | 1,330 人  | 1,318 人  | 1,321 人  |

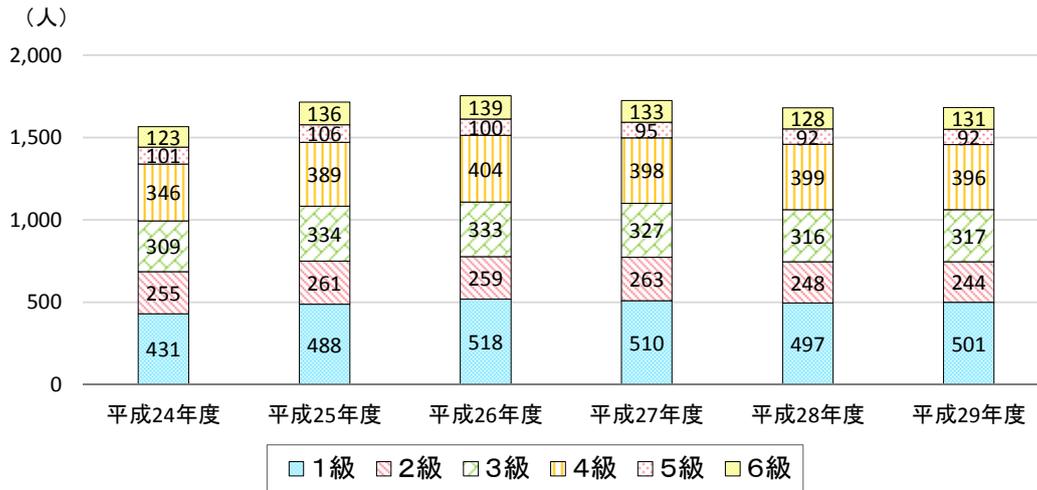
※各年 3 月 31 日現在。平成 29 年度は 8 月 31 日現在。



図表 2-1-3 身体障害者手帳所持者数（障害の等級別）の推移

| 項 目 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 級 | 431 人    | 488 人    | 518 人    | 510 人    | 497 人    | 501 人    |
| 2 級 | 255 人    | 261 人    | 259 人    | 263 人    | 248 人    | 244 人    |
| 3 級 | 309 人    | 334 人    | 333 人    | 327 人    | 316 人    | 317 人    |
| 4 級 | 346 人    | 389 人    | 404 人    | 398 人    | 399 人    | 396 人    |
| 5 級 | 101 人    | 106 人    | 100 人    | 95 人     | 92 人     | 92 人     |
| 6 級 | 123 人    | 136 人    | 139 人    | 133 人    | 128 人    | 131 人    |
| 合 計 | 1,565 人  | 1,714 人  | 1,753 人  | 1,726 人  | 1,680 人  | 1,681 人  |

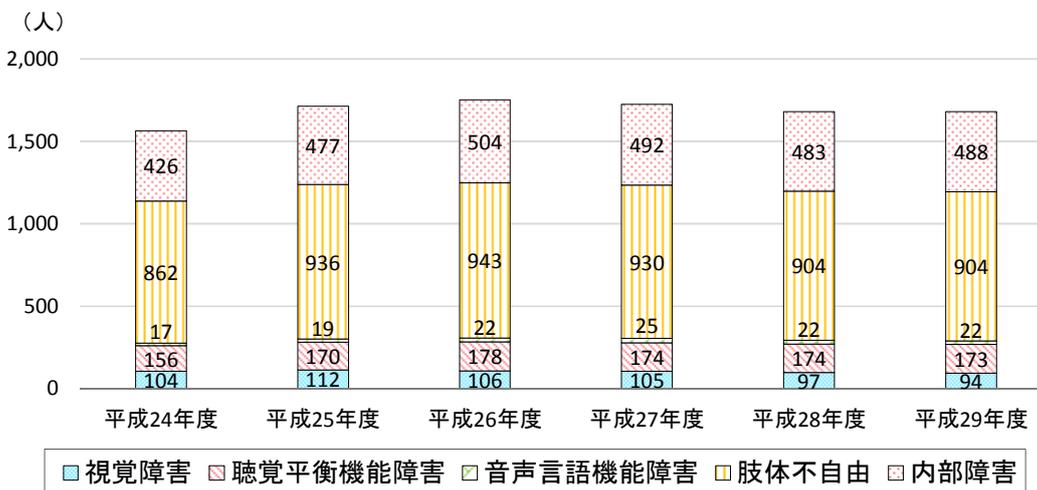
※各年 3 月 31 日現在。平成 29 年度は 8 月 31 日現在。



図表 2-1-4 身体障害者手帳所持者数（障害の種類別）の推移

| 項 目      | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 視覚障害     | 104 人    | 112 人    | 106 人    | 105 人    | 97 人     | 94 人     |
| 聴覚平衡機能障害 | 156 人    | 170 人    | 178 人    | 174 人    | 174 人    | 173 人    |
| 音声言語機能障害 | 17 人     | 19 人     | 22 人     | 25 人     | 22 人     | 22 人     |
| 肢体不自由    | 862 人    | 936 人    | 943 人    | 930 人    | 904 人    | 904 人    |
| 内部障害     | 426 人    | 477 人    | 504 人    | 492 人    | 483 人    | 488 人    |
| 合 計      | 1,565 人  | 1,714 人  | 1,753 人  | 1,726 人  | 1,680 人  | 1,681 人  |

※各年 3 月 31 日現在。平成 29 年度は 8 月 31 日現在。



### 3 療育手帳所持者数の推移

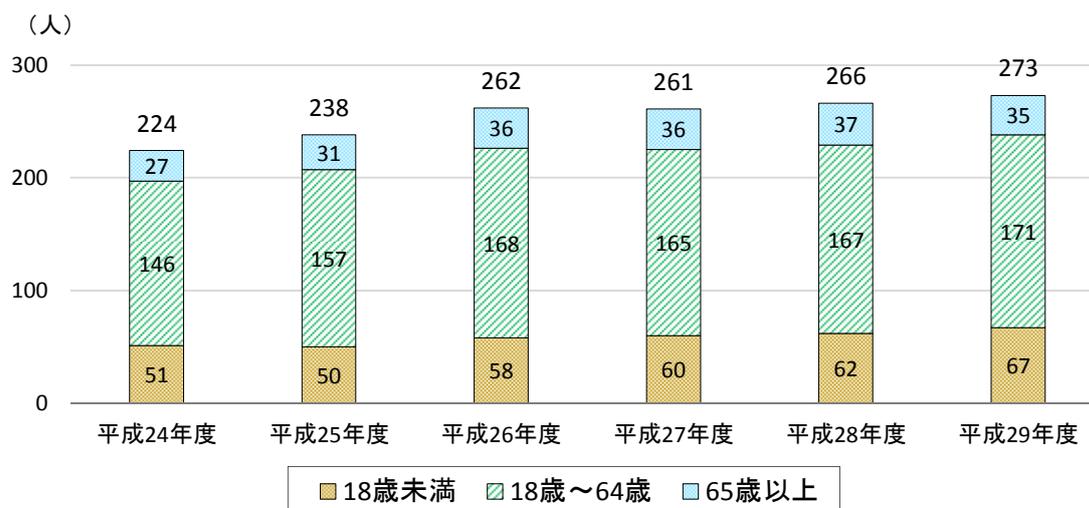
平成 29 年度の療育手帳所持者数は 273 人（うち、18 歳未満は 67 人）となっており、平成 27 年度から増加傾向に転じています。平成 24 年度と比較すると、49 人増加しており、その増加率は 21.9%となっています。また、18 歳未満の療育手帳所持者数について、平成 24 年度と比較すると、31.4%の増加となっています。

障害の等級別（平成 29 年度）でみると、B 1 判定が 88 人、B 2 判定が 87 人、A 2 判定が 63 人、A 1 判定が 34 人、B 判定が 1 人、A 判定が 0 人となっています。

図表 2-1-5 療育手帳所持者数の推移

| 項 目          | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 療育手帳<br>所持者数 | 224 人    | 238 人    | 262 人    | 261 人    | 266 人    | 273 人    |
| 18 歳未満       | 51 人     | 50 人     | 58 人     | 60 人     | 62 人     | 67 人     |
| 18 歳～64 歳    | 146 人    | 157 人    | 168 人    | 165 人    | 167 人    | 171 人    |
| 65 歳以上       | 27 人     | 31 人     | 36 人     | 36 人     | 37 人     | 35 人     |

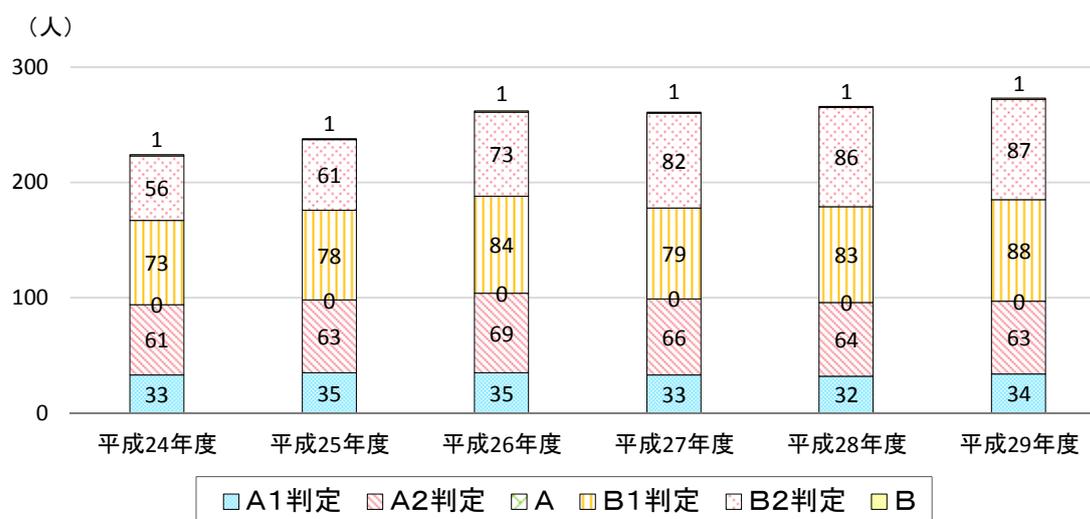
※各年 3 月 31 日現在。平成 29 年度は 8 月 31 日現在。



図表 2-1-6 療育手帳所持者数（障害の等級別）の推移

| 項 目    | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| A 1 判定 | 33 人     | 35 人     | 35 人     | 33 人     | 32 人     | 34 人     |
| A 2 判定 | 61 人     | 63 人     | 69 人     | 66 人     | 64 人     | 63 人     |
| A      | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      | 0 人      |
| B 1 判定 | 73 人     | 78 人     | 84 人     | 79 人     | 83 人     | 88 人     |
| B 2 判定 | 56 人     | 61 人     | 73 人     | 82 人     | 86 人     | 87 人     |
| B      | 1 人      | 1 人      | 1 人      | 1 人      | 1 人      | 1 人      |
| 合 計    | 224 人    | 238 人    | 262 人    | 261 人    | 266 人    | 273 人    |

※各年 3 月 31 日現在。平成 29 年度は 8 月 31 日現在。



#### 4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

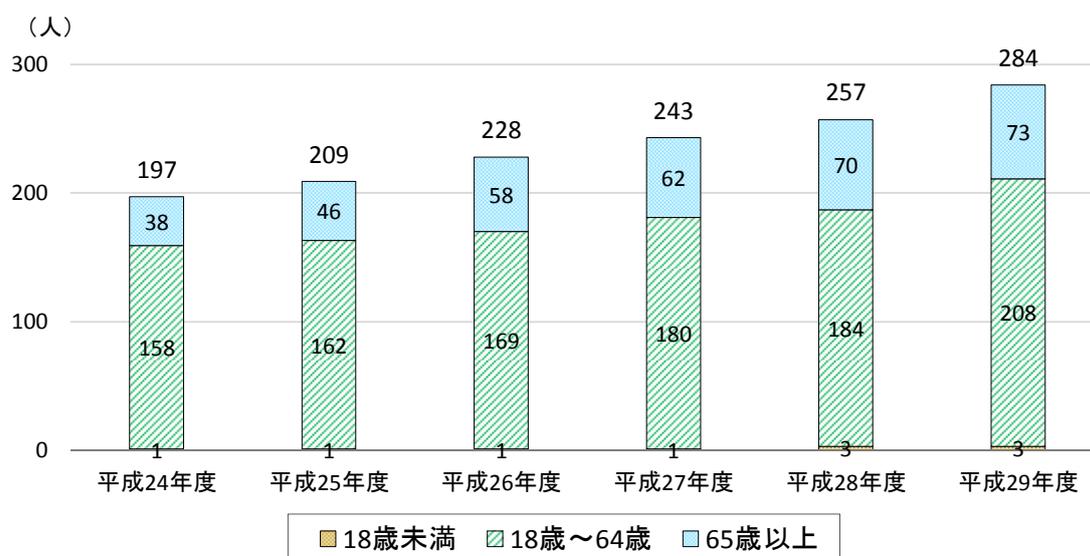
平成29年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は284人（うち、18歳未満は3人）となっており、平成24年度から現在まで増加傾向となっており、平成24年度と比較すると、87人増加していて、その増加率は44.2%となっています。

障害の等級別（平成29年度）で見ると、2級が204人と最も多く、約7割（71.8%）を占めています。次いで、3級が73人、1級が7人となっています。

図表 2-1-7 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

| 項目              | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 197人   | 209人   | 228人   | 243人   | 257人   | 284人   |
| 18歳未満           | 1人     | 1人     | 1人     | 1人     | 3人     | 3人     |
| 18歳～64歳         | 158人   | 162人   | 169人   | 180人   | 184人   | 208人   |
| 65歳以上           | 38人    | 46人    | 58人    | 62人    | 70人    | 73人    |

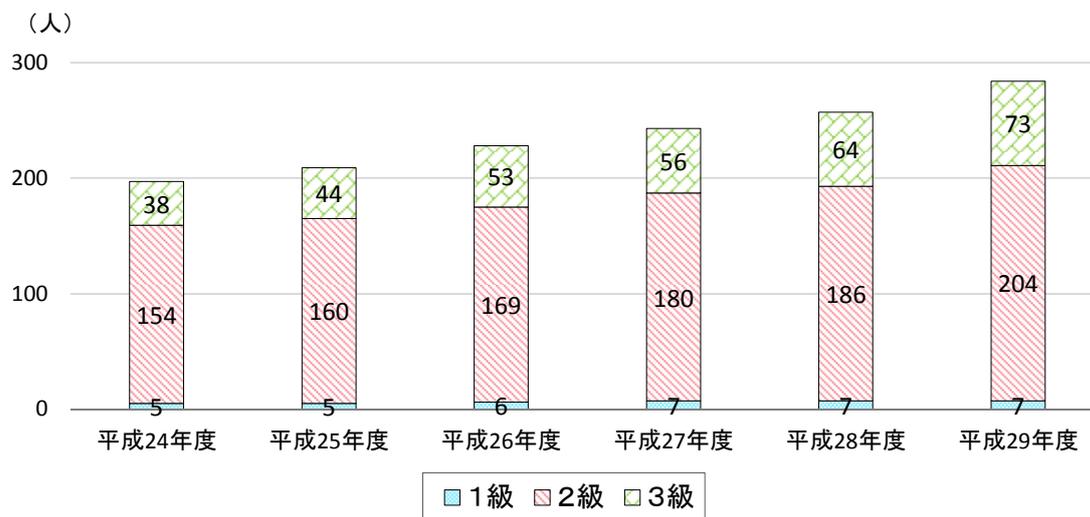
※各年3月31日現在。平成29年度は9月1日現在。



図表 2-1-8 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害の等級別）の推移

| 項 目 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 級 | 5 人      | 5 人      | 6 人      | 7 人      | 7 人      | 7 人      |
| 2 級 | 154 人    | 160 人    | 169 人    | 180 人    | 186 人    | 204 人    |
| 3 級 | 38 人     | 44 人     | 53 人     | 56 人     | 64 人     | 73 人     |
| 合 計 | 197 人    | 209 人    | 228 人    | 243 人    | 257 人    | 284 人    |

※各年 3 月 31 日現在。平成 29 年度は 9 月 1 日現在。



## 5 障がい児の療育・教育状況

障がい児には、発育過程において障がいの種類や程度に応じた様々な就学の状況があり、平成 29 年度現在、本市における特別支援学級は、小学校が 9 クラスで 39 人、中学校が 7 クラスで 25 人となっています。

また、本市に住んでいる児童生徒の特別支援学校への通学状況は、平成 29 年度現在、小学生が 9 人、中学生が 12 人、高校生が 19 人の合計 40 人となっており、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

図表 2-1-9 特別支援学級の学級数及び児童生徒数の推移

|     |     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学校 | 学級数 | 7 クラス    | 5 クラス    | 7 クラス    | 7 クラス    | 9 クラス    | 9 クラス    |
|     | 生徒数 | 19 人     | 18 人     | 25 人     | 28 人     | 31 人     | 39 人     |
| 中学校 | 学級数 | 6 クラス    | 6 クラス    | 6 クラス    | 5 クラス    | 6 クラス    | 7 クラス    |
|     | 生徒数 | 17 人     | 18 人     | 22 人     | 21 人     | 22 人     | 25 人     |

※各年 3 月 31 日現在。平成 29 年度は 9 月 1 日現在。

図表 2-1-10 本市に居住する児童生徒の特別支援学校への通学状況の推移

|     | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 小学生 | 13 人     | 11 人     | 11 人     | 9 人      | 7 人      | 9 人      |
| 中学生 | 11 人     | 13 人     | 14 人     | 13 人     | 12 人     | 12 人     |
| 高校生 | 18 人     | 17 人     | 17 人     | 18 人     | 20 人     | 19 人     |
| 合計  | 42 人     | 41 人     | 42 人     | 40 人     | 39 人     | 40 人     |

※各年 3 月 31 日現在。平成 29 年度は 9 月 1 日現在。

## 第2節 アンケート調査からみた障がい者の意識

### 1 調査の概要

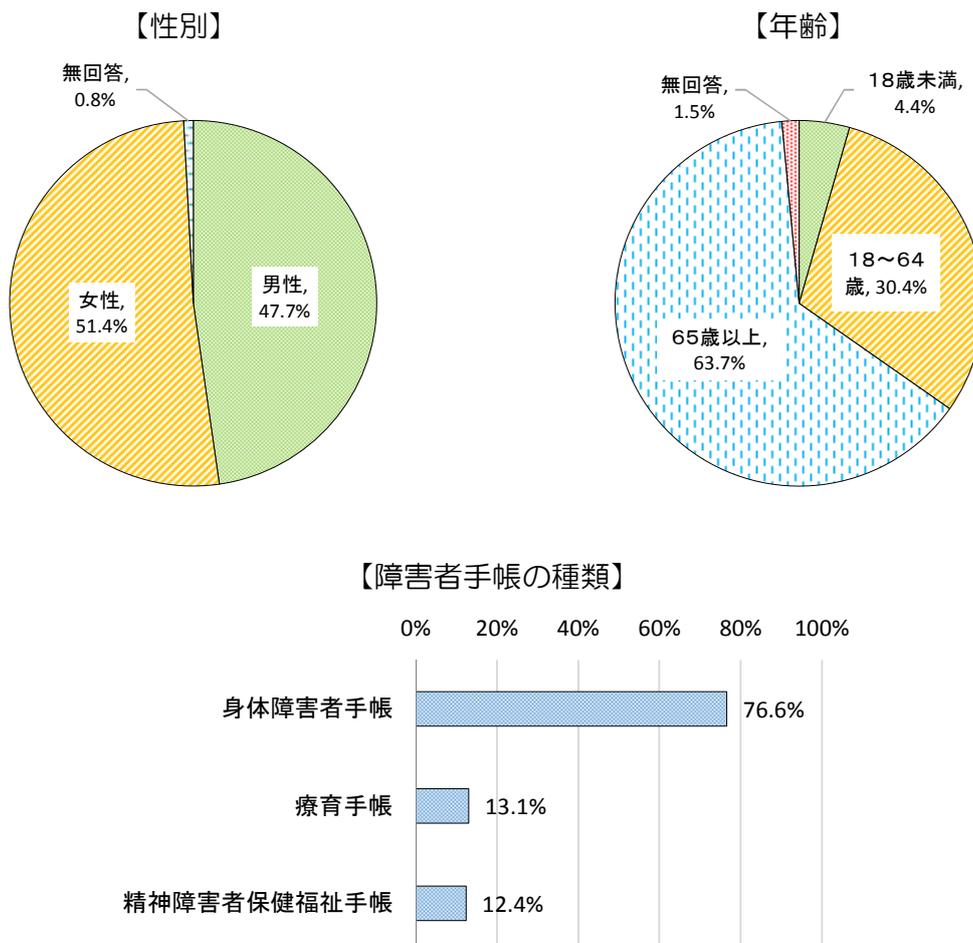
#### (1) 調査方法等

いちき串木野市に在住する障がい者・児の中から無作為に 1,400 人を抽出し、対象者に調査票を郵送し、郵送で回収する方法でアンケート調査を実施しました。

住所不明、白票等を除いた有効配布数は、1,368 票のうち、回収数は 732 票、回収率は 52.3%となりました。

#### (2) 回答者の属性

- 性別は、「男性」が 47.7%、女性が 51.4%となっています。
- 年齢は、「65 歳以上」が 63.7%と最も多く、次いで「18～64 歳」が 30.4%、「18 歳未満」が 4.4%の順となっています。
- 障害者手帳の種類は、「身体障害者手帳」所持者が 76.6%と最も多く、次いで「療育手帳」所持者が 13.1%、「精神障害者保健福祉手帳」所持者が 12.4%の順となっています。



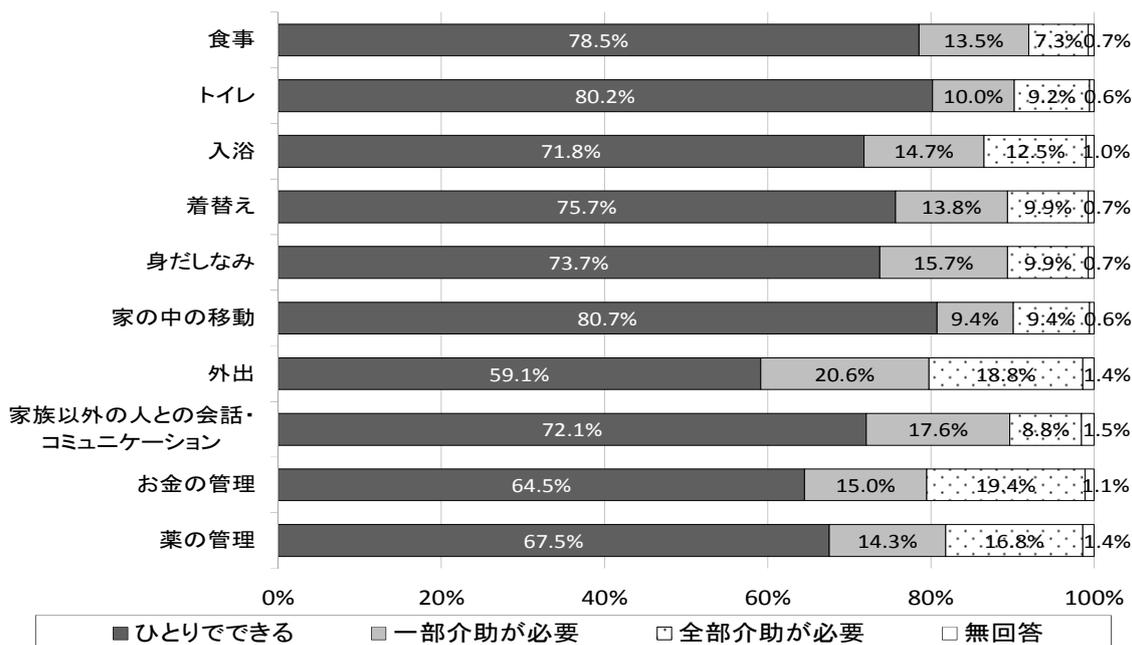
## 2 調査結果の概要

### (1) 日常生活の状況

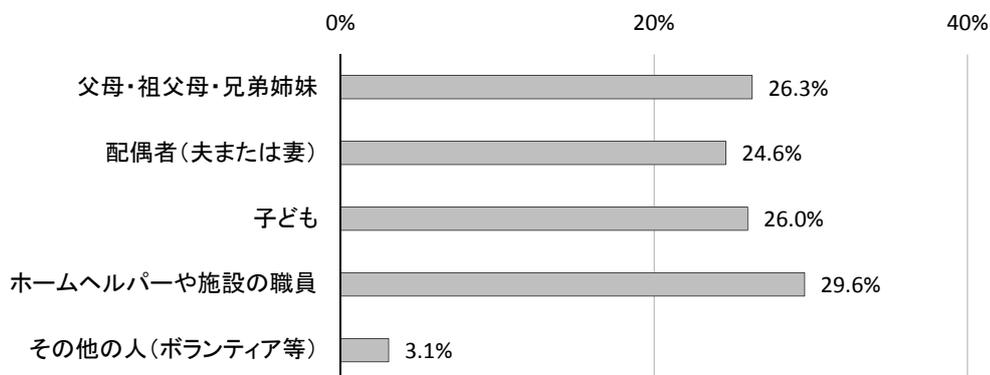
日常生活については、概ね「ひとりでできる」行為が多いですが、そうした中で「外出」や「お金の管理」、「薬の管理」等については、「ひとりでできる」が7割を切っており、介助を必要とする障がい者が多い状況です。

また、日常生活で介助を必要とする障がい者の主な介護者は、「ホームヘルパーや施設の職員」や「配偶者」、「子ども」が多い状況です。

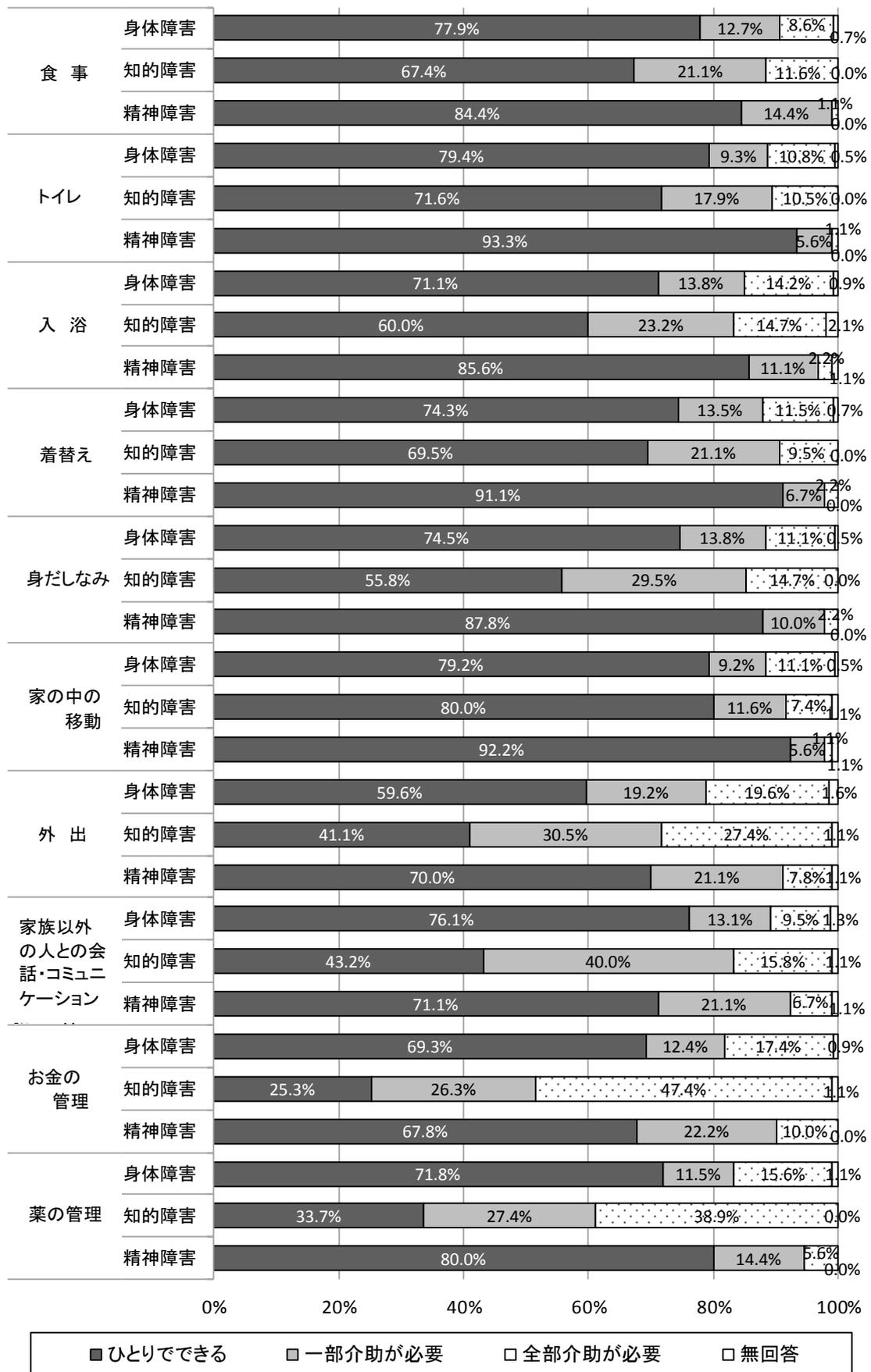
図表 2-2-1 日常生活の状況（全体）



図表 2-2-2 主な介護者（複数回答）



図表 2-2-3 日常生活の状況（障害種別）



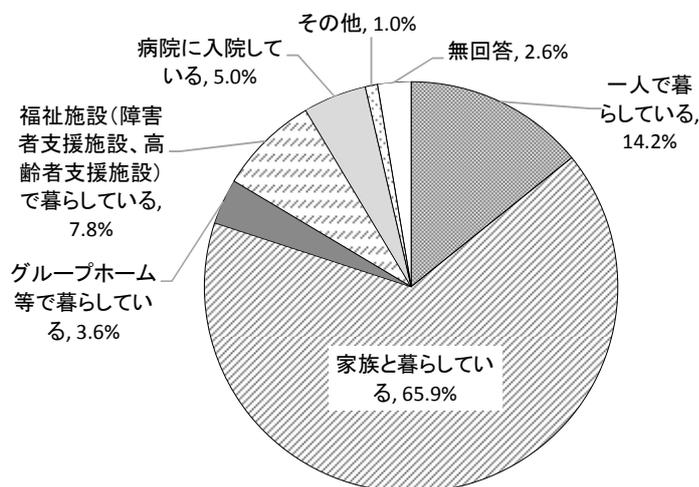
## (2) 居住の状況

障がい者の現在の世帯構成は、「家族と暮らしている」が約7割を占めています。一方で「一人で暮らしている」は約1割ですが、年齢別にみると、18歳未満では0.0%、18～64歳では9.0%、65歳以上では17.1%となっており、高齢期の障がい者に単身世帯が多いことがうかがえます。

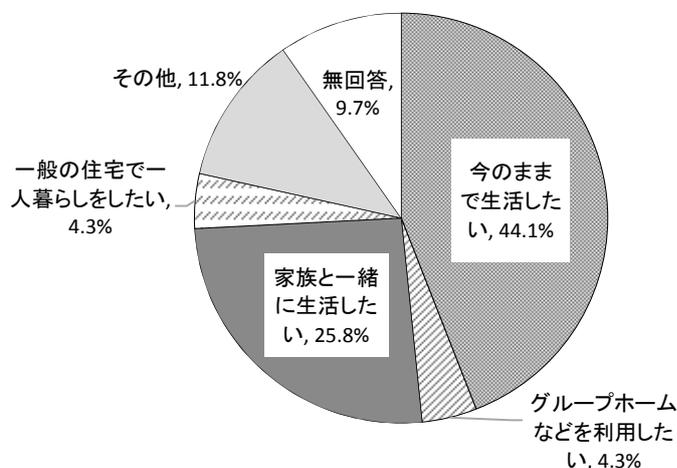
また、現在「福祉施設で暮らしている」、「病院に入院している」と答えた人に、将来暮らしたい場所を聞いたところ、「今のままで生活したい」が約4割を占めていますが、「家族と一緒に生活したい」、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」を合わせると約3割の人が退院・退所し、在宅での日常生活を望んでいる状況です。

なお、地域で生活するために必要だと思う支援は、「経済的な負担の軽減」や「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の順となっています。

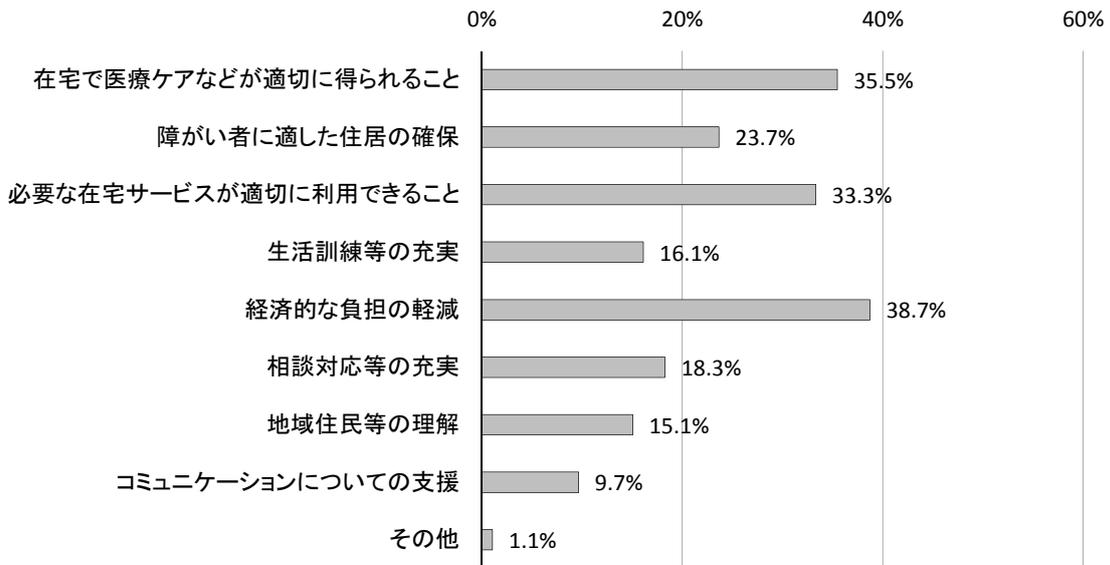
図表 2-2-4 現在の世帯構成



図表 2-2-5 「福祉施設で暮らしている」「病院に入院している」と答えた人の希望する将来の居住場所



図表 2-2-6 地域で生活するために必要だと思う支援（複数回答）



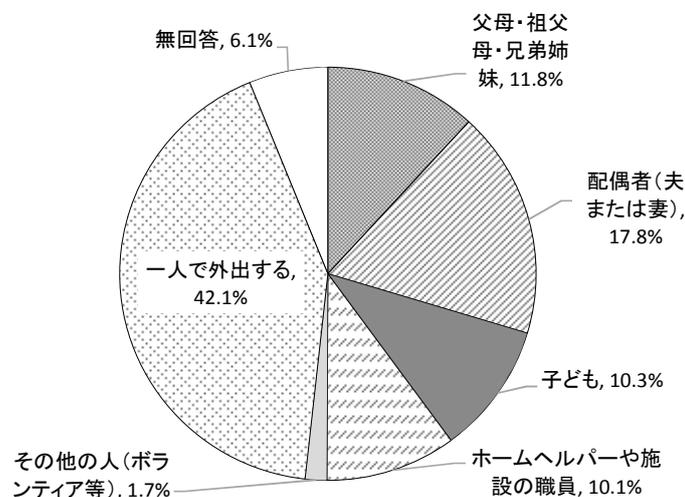
### (3) 外出について

障がい者の外出については、「一人で外出する」が約4割ですが、同伴が必要な障がい者は約半数を占めています。

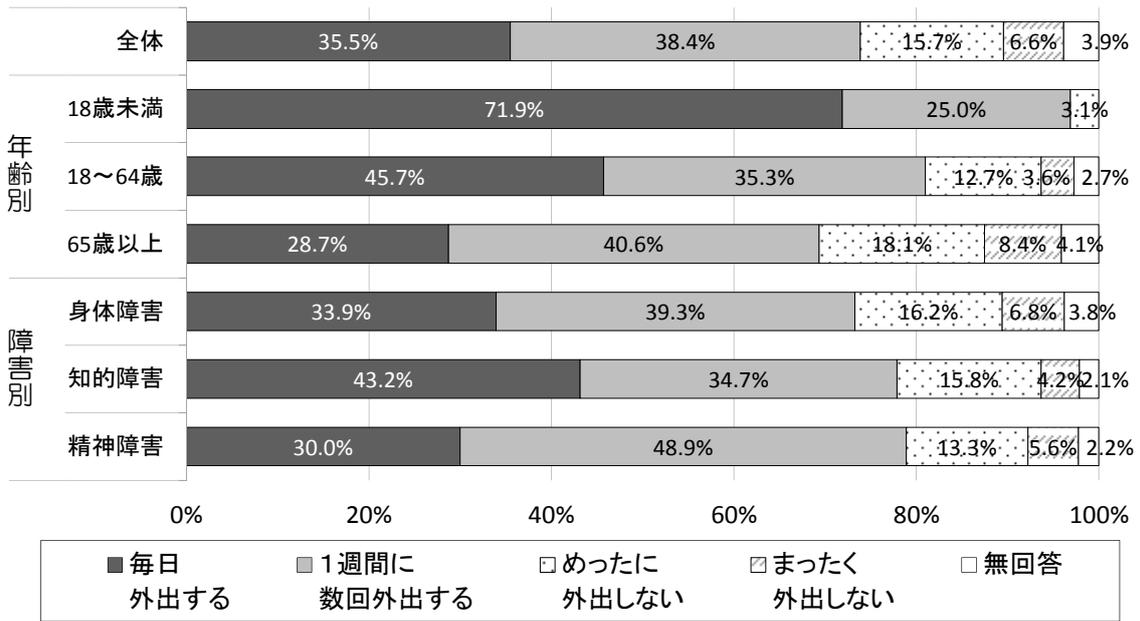
外出の頻度については、「1週間に数回外出する」、「毎日外出する」を合わせると約7割を占めています。しかし、年齢別でみると、高齢になるにしたがって、外出頻度が少なくなっていることがうかがえます。また、精神障がいについても、他の障がいに比べ、「毎日外出する」人の割合が少ない状況です。

外出の際に困ることは、「道路や駅に階段や段差が多い」や「公共交通機関が少ない（ない）」、「外出にお金がかかる」の順となっています。障害別にみると、知的障がいでは「切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい」との困りごとが多く、精神障がいでは「外出にお金がかかる」や「周囲の目が気になる」といった困りごとが他の障がいに比べ、多い状況です。

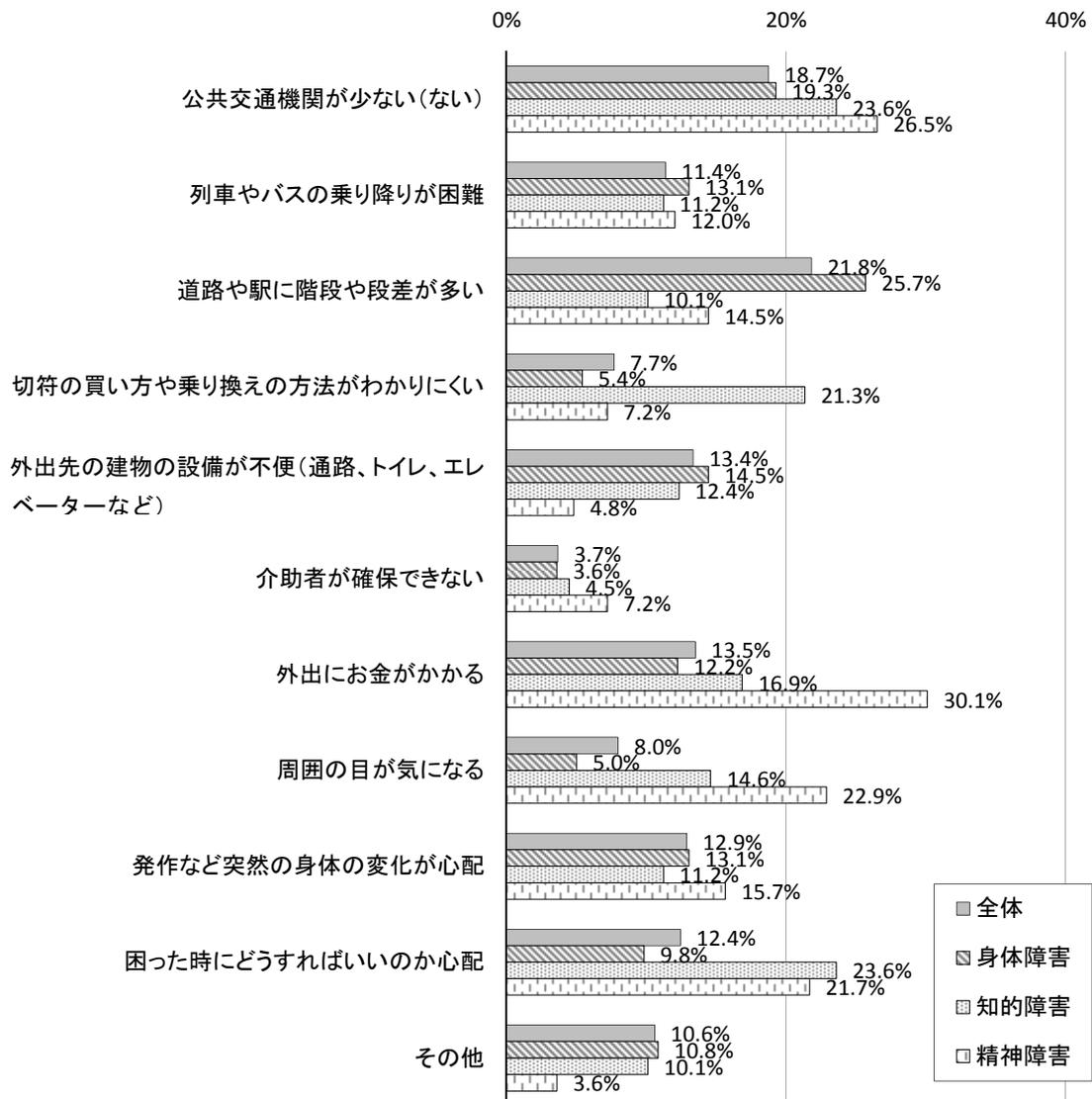
図表 2-2-7 外出する際の主な同伴者



図表 2-2-8 外出の頻度



図表 2-2-9 外出の際に困ること（複数回答）



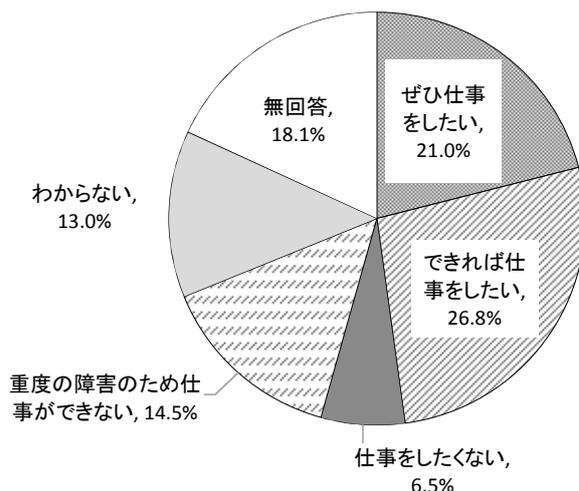
#### (4) 就労について

現在、収入を得て、仕事をしている人は13.2%と約1割となっています。

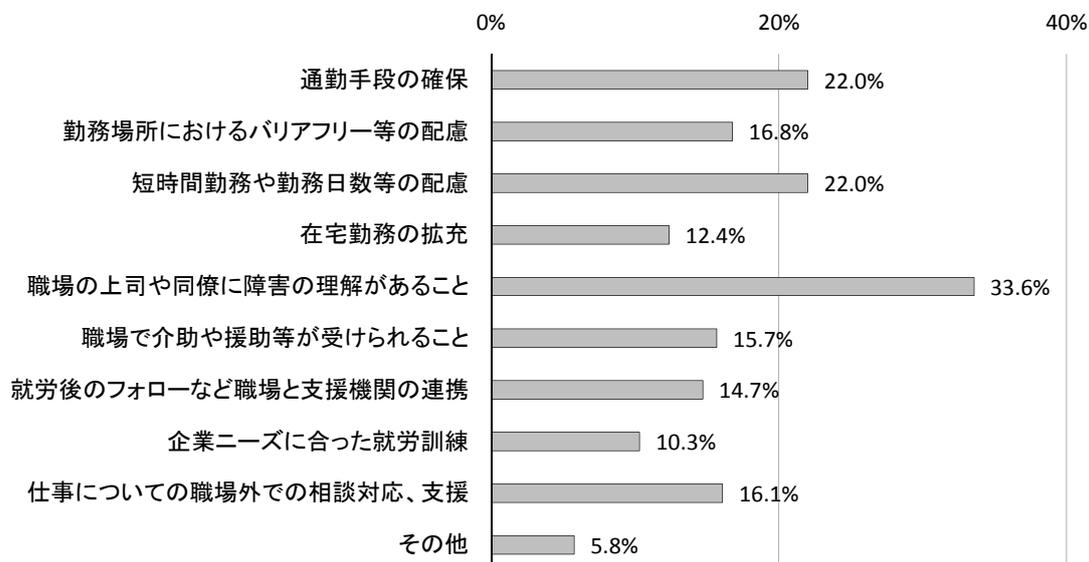
また、現在、就労していない人の就労意向は、「ぜひ仕事をしたい」、「できれば仕事をしたい」を合わせると約半数を占めている状況です。

就労支援に必要な取組としては、「職場の上司や同僚の障害に対する理解」、「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の順となっています。

図表 2-2-10 現在就労していない人の収入を得る就労への意向



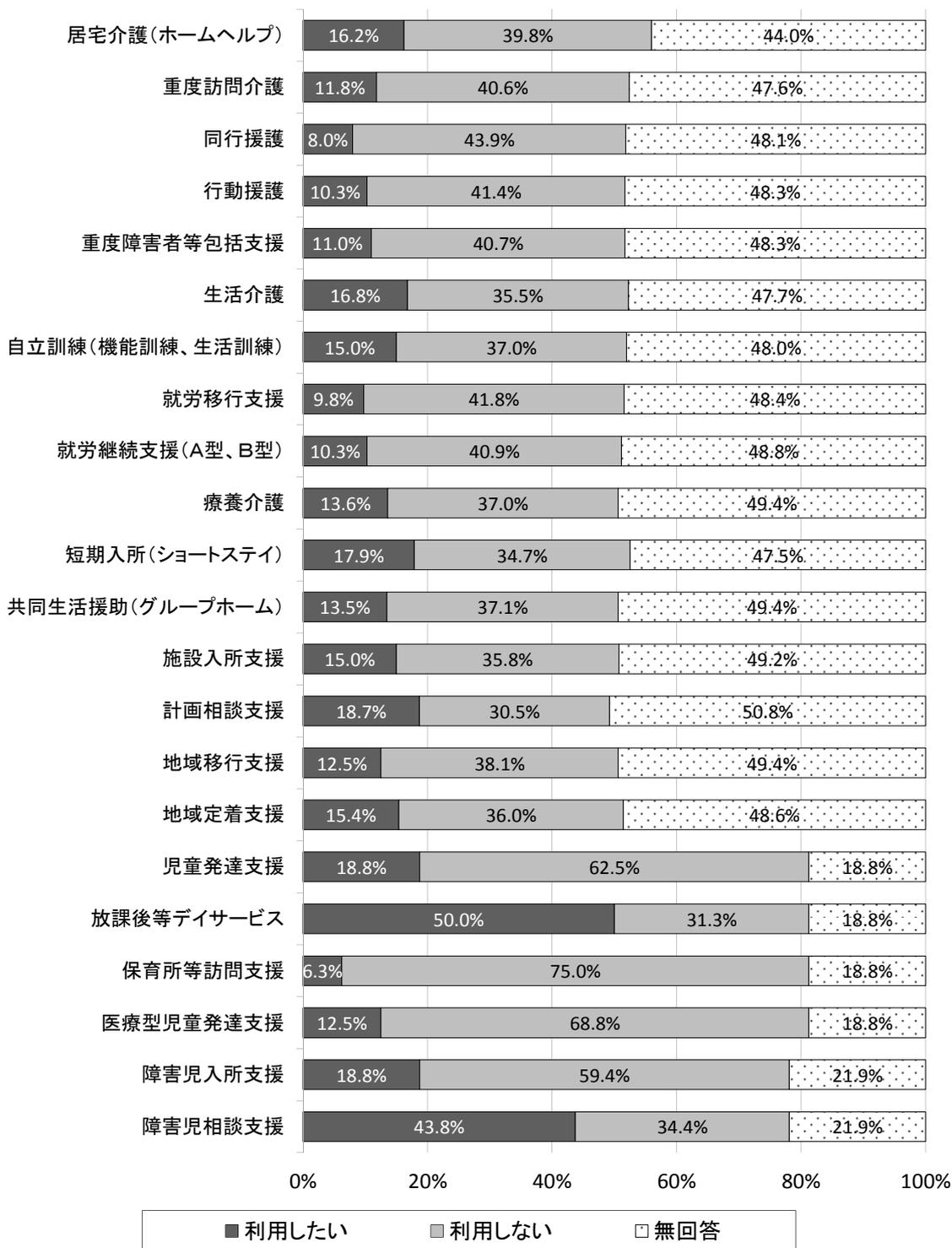
図表 2-2-11 就労支援に必要な取組（複数回答）



## (5) 福祉サービスの利用意向

今後の福祉サービスの利用意向で利用したいサービスとして、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」、「障害児入所支援」など、障がい児に関する福祉サービスの利用意向が高いことがうかがえます。

図表 2-2-12 福祉サービスの利用意向



※「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「医療型児童発達支援」、「障害児入所支援」、「障害児相談支援」については、18歳未満の回答者のみのデータ。

### 第3節 計画期間中の人口及び障がい者数

#### 1 人口

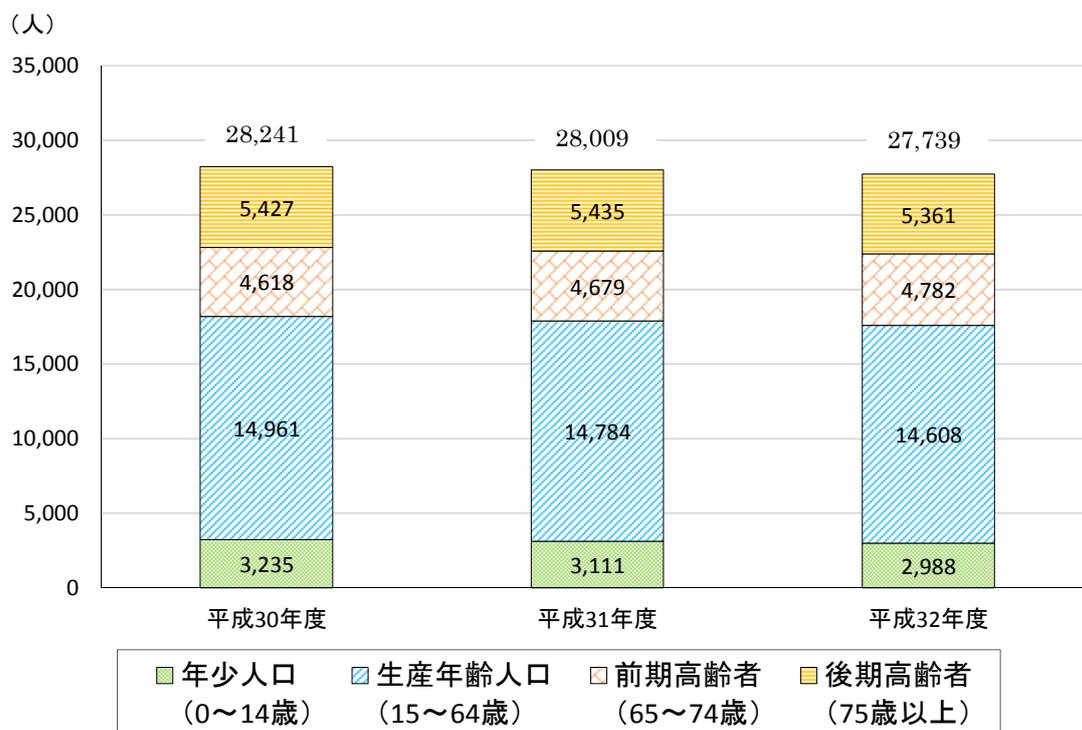
計画期間中の本市の人口は、平成30年度に28,241人、平成31年度に28,009人、平成32年度に27,739人と予測され、減少傾向であることが見込まれます。

また、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向にあることがうかがえます。

図表 2-3-1 計画期間中の人口の推移

|                     | 平成30年度 |       | 平成31年度 |       | 平成32年度 |       |
|---------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|                     | 人      | %     | 人      | %     | 人      | %     |
| 年少人口<br>(0～14歳)     | 3,235  | 11.4  | 3,111  | 11.1  | 2,988  | 10.8  |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳)  | 14,961 | 53.0  | 14,784 | 52.8  | 14,608 | 52.7  |
| 老年人口<br>(65歳以上)     | 10,045 | 35.6  | 10,114 | 36.1  | 10,143 | 36.5  |
| うち前期高齢者<br>(65～74歳) | 4,618  | 16.4  | 4,679  | 16.7  | 4,782  | 17.2  |
| うち後期高齢者<br>(75歳以上)  | 5,427  | 19.2  | 5,435  | 19.4  | 5,361  | 19.3  |
| 合計                  | 28,241 | 100.0 | 28,009 | 100.0 | 27,739 | 100.0 |

※国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値を基に、増減数を按分しました。



## 2 障がい者数

### (1) 身体障がい者

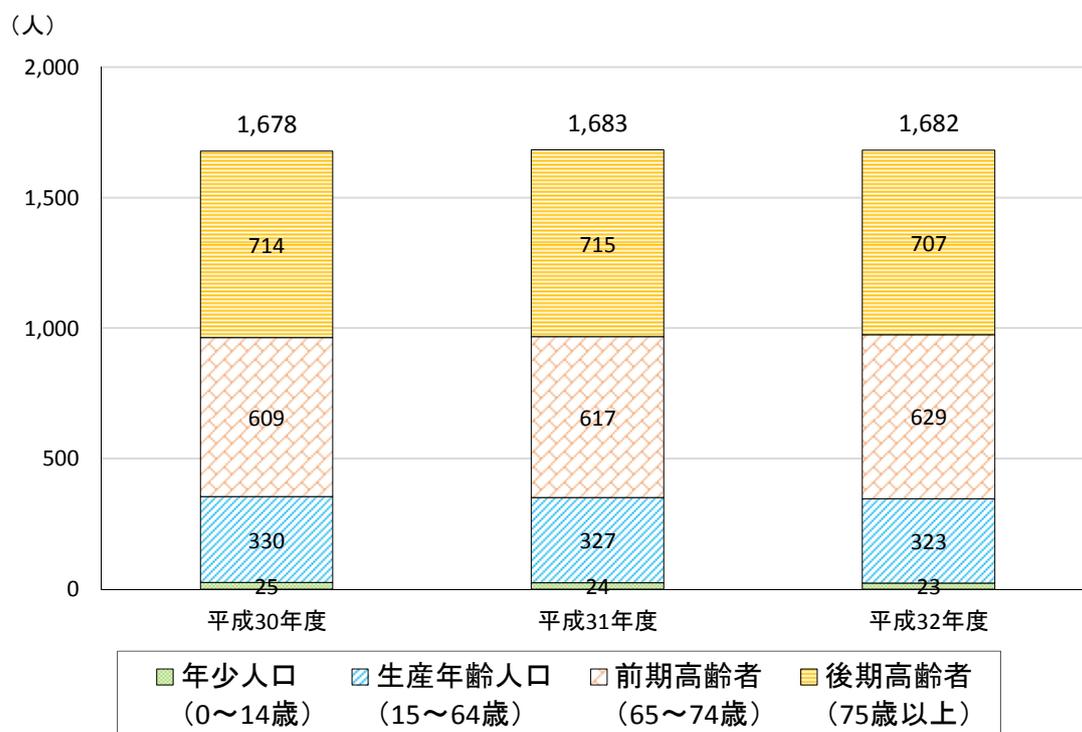
計画期間中の身体障がい者数は、平成30年度に1,678人、平成31年度に1,683人、平成32年度に1,682人と予測され、年によって変動はありますが、若干の微増傾向であることが見込まれます。

また、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向にあることがうかがえます。

図表 2-3-2 年齢別身体障がい者数の推移

|                     | 平成30年度 |       | 平成31年度 |       | 平成32年度 |       |
|---------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|                     | 人      | %     | 人      | %     | 人      | %     |
| 年少人口<br>(0～14歳)     | 25     | 1.4   | 24     | 1.4   | 23     | 1.4   |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳)  | 330    | 19.7  | 327    | 19.5  | 323    | 19.2  |
| 老年人口<br>(65歳以上)     | 1,323  | 78.9  | 1,332  | 79.1  | 1,336  | 79.4  |
| うち前期高齢者<br>(65～74歳) | 609    | 36.3  | 617    | 36.6  | 629    | 37.4  |
| うち後期高齢者<br>(75歳以上)  | 714    | 42.6  | 715    | 42.5  | 707    | 42.0  |
| 合計                  | 1,678  | 100.0 | 1,683  | 100.0 | 1,682  | 100.0 |

※国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値を基に、平成29年度身体障がい者の割合で按分しました。



## (2) 知的障がい者

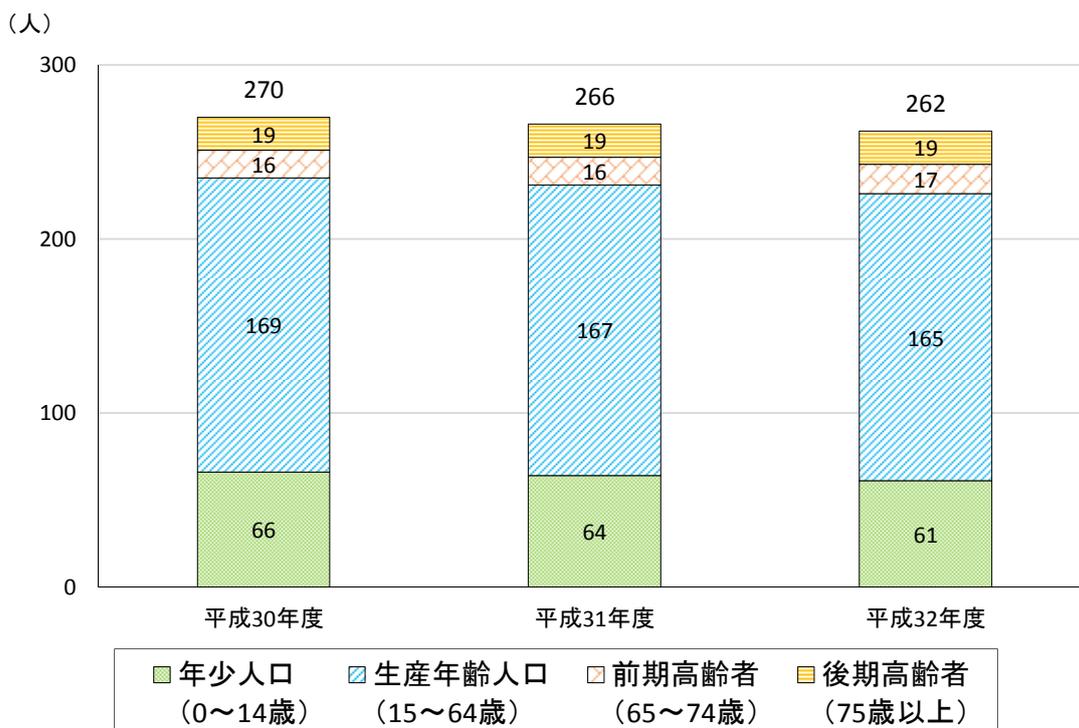
計画期間中の知的障がい者数は、平成30年度に271人、平成31年度に266人、平成32年度に262人と予測され、減少傾向であることが見込まれます。

また、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向であることがうかがえます。

図表 2-3-3 年齢別知的障がい者数の推移

|                     | 平成30年度 |       | 平成31年度 |       | 平成32年度 |       |
|---------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|                     | 人      | %     | 人      | %     | 人      | %     |
| 年少人口<br>(0～14歳)     | 66     | 24.5  | 64     | 24.0  | 61     | 23.2  |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳)  | 169    | 62.5  | 167    | 62.8  | 165    | 63.0  |
| 老年人口<br>(65歳以上)     | 35     | 13.0  | 35     | 13.2  | 36     | 13.8  |
| うち前期高齢者<br>(65～74歳) | 16     | 3.0   | 16     | 6.1   | 17     | 6.5   |
| うち後期高齢者<br>(75歳以上)  | 19     | 7.0   | 19     | 7.1   | 19     | 7.3   |
| 合計                  | 270    | 100.0 | 266    | 100.0 | 262    | 100.0 |

※国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値を基に、平成29年度知的障がい者の割合で按分しました。



### (3) 精神障がい者

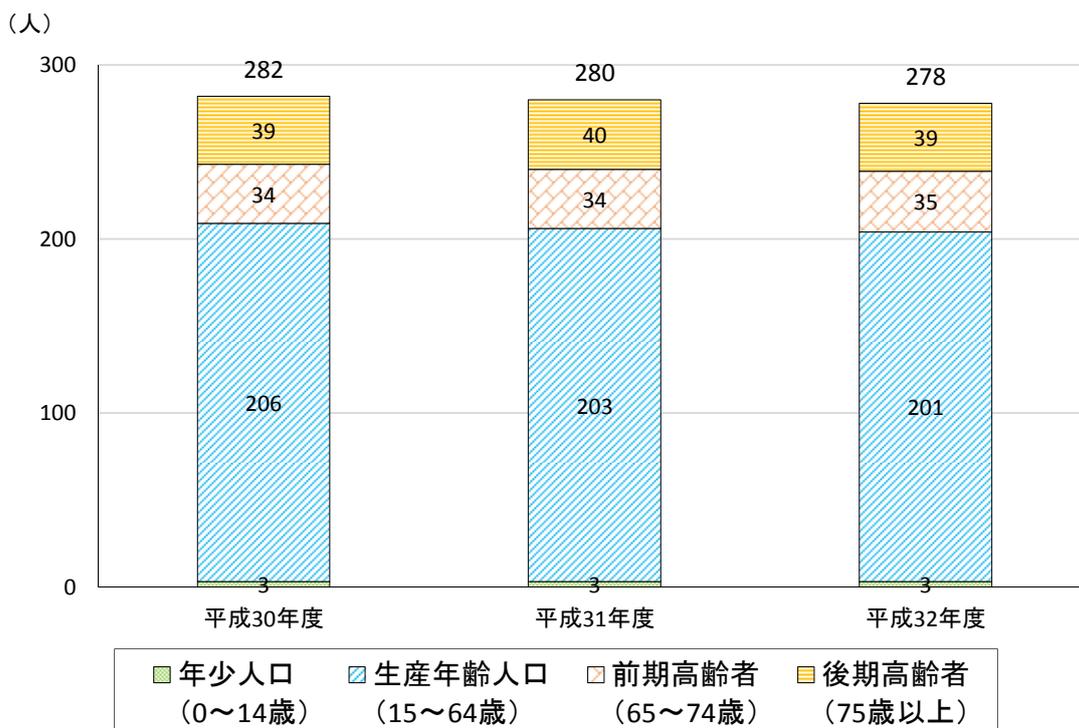
計画期間中の精神障がい者数は、平成30年度に282人、平成31年度に280人、平成32年度に278人と予測され、減少傾向であることが見込まれます。

また、年少人口は変動がなく、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向であることがうかがえます。

図表 2-3-4 年齢別精神障がい者数の推移

|                     | 平成30年度 |       | 平成31年度 |       | 平成32年度 |       |
|---------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|                     | 人      | %     | 人      | %     | 人      | %     |
| 年少人口<br>(0～14歳)     | 3      | 1.1   | 3      | 1.1   | 3      | 1.0   |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳)  | 206    | 73.0  | 203    | 72.6  | 201    | 72.4  |
| 老年人口<br>(65歳以上)     | 73     | 25.9  | 74     | 26.3  | 74     | 26.6  |
| うち前期高齢者<br>(65～74歳) | 34     | 11.9  | 34     | 12.2  | 35     | 12.5  |
| うち後期高齢者<br>(75歳以上)  | 39     | 14.0  | 40     | 14.1  | 39     | 14.1  |
| 合計                  | 282    | 100.0 | 280    | 100.0 | 278    | 100.0 |

※国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値を基に、平成29年度精神障がい者の割合で按分しました。



## 第4節 障がい者等を取り巻く課題

### 1 地域での暮らしに関する課題

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がい者の自立支援の観点から、利用者の視点に立った福祉、保健・医療サービスの質と量の拡充や、コミュニケーション手段や移動手段の確保など、地域における暮らしの安心感を担保する必要があります。

特に、障がい者本人や家族介護者の高齢化が顕著な現状を踏まえると、グループホームなどの住まいや、就労の機会を含めて日中活動ができる場を確保する必要があります。また、施設入所（入院）している障がいのある人についても、本人の意向に即して、住み慣れた地域で、安心して充実した暮らしを送ることができるよう住宅環境等の整備を図る必要があります。

### 2 雇用・就労に関する課題

障がいの有無に関わらず、就労するということは、経済的、社会的な自立を支える上で重要な要素であり、労働を通じて得る喜びや生きがいなど、社会参加、社会貢献などの自己実現を可能とします。

そのため、能力と適性に応じて可能な限り就労し、また継続できるよう、市の関係部署はもとより、ハローワークや関係団体などが連携し、一般就労の支援、促進を強化する必要があります。また、障がいのある子どもの卒業後の進路においても、希望進路の実現に向けて福祉、教育、労働などの各分野の連携をより一層密にしていく必要があります。

### 3 障害種別にみた課題

身体障がい者では、生活上の不安では健康の不安が、介助の課題としては支援者の高齢化や健康不安が挙げられます。一方、障害者総合支援法以降の変化では、経済的負担増が指摘されつつも、家族の負担が減少し、自立生活への希望が出てきたという側面も見られます。身体障がい者の課題としては、医療体制、相談体制、日常生活支援、就労支援に集約されます。

知的障がい者では、当事者の高齢化、親の高齢化に伴い、生活上の親の負担、介助の負担等、将来に向けた不安など親亡き後への対応として、相談体制、移動支援、就労支援が大きな課題です。

精神障がい者では、健康不安が日常生活や就労に大きな影響を与えていると考えられます。日常生活支援として、相談体制、医療体制、就労支援が大きな課題と考えられます。

## 第3章 基本理念及び重点目標等

### 第1節 基本理念

本市の進むべき方向としての基本的指針となるいちき串木野市第2次総合計画では、「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」を基本理念とし、保健・医療・福祉分野について『健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」』を基本方針としております。

障がい児（者）福祉の充実においては、すべての市民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、誰もが安心して生活できる地域づくりや障害福祉サービスの更なる充実、雇用の場の拡大などが課題となっています。

これに対し、療育施設については民間事業者で3施設が設置されるなど充実が図られつつありますが、障がいの重度化・重複化や多様化の状況を踏まえ、必要な療育や教育等が一貫して計画的に行われ、生涯を通じて切れ目のない充実した支援が求められています。

また、国の基本理念である「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重されるものである」との考え方も踏まえ、障がい者が、その能力や個性を最大限に発揮してその人らしく安心して暮らせることに加えて、障がいの有無に拘らず地域住民が共に支え合い認め合う地域共生社会を実現できるよう、以下のように基本理念を設定します。

## 基本理念

健康で文化的な生活を営める  
「元気で安心できるまちづくり」

## 第2節 重点目標

本市では、以下の4項目を重点目標として掲げ、基本理念の実現を図ります。

### 1. 障がい者の主体性・自主性の確保

障がい者本人が主体性・自主性を確保し、社会活動へ積極的に参加していくことを期待し、その能力を十分に発揮できるような施策の推進に努めます。

### 2. 市民全員参加による「地域共生社会」の実現

障がい者を取り巻く生活上の障壁を除去し、生活環境の改善を図ることにより、障がい者が住み慣れた地域で暮らしていける共生社会の実現に向けて地域社会全体で取組む「我が事・丸ごと」の仕組みづくりを目指します。

また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした不当な取扱いや合理的配慮の不提供をなくす取組を行います。

### 3. 社会参加・就労定着に向けた支援

障がいのある人の社会参画に向けた施策等のより一層の推進を図るとともに、障がい者等基幹相談支援センターを中心とした相談窓口の充実や就労支援の取組等を強化します。

### 4. 高齢期障がい者や障がい児への対応

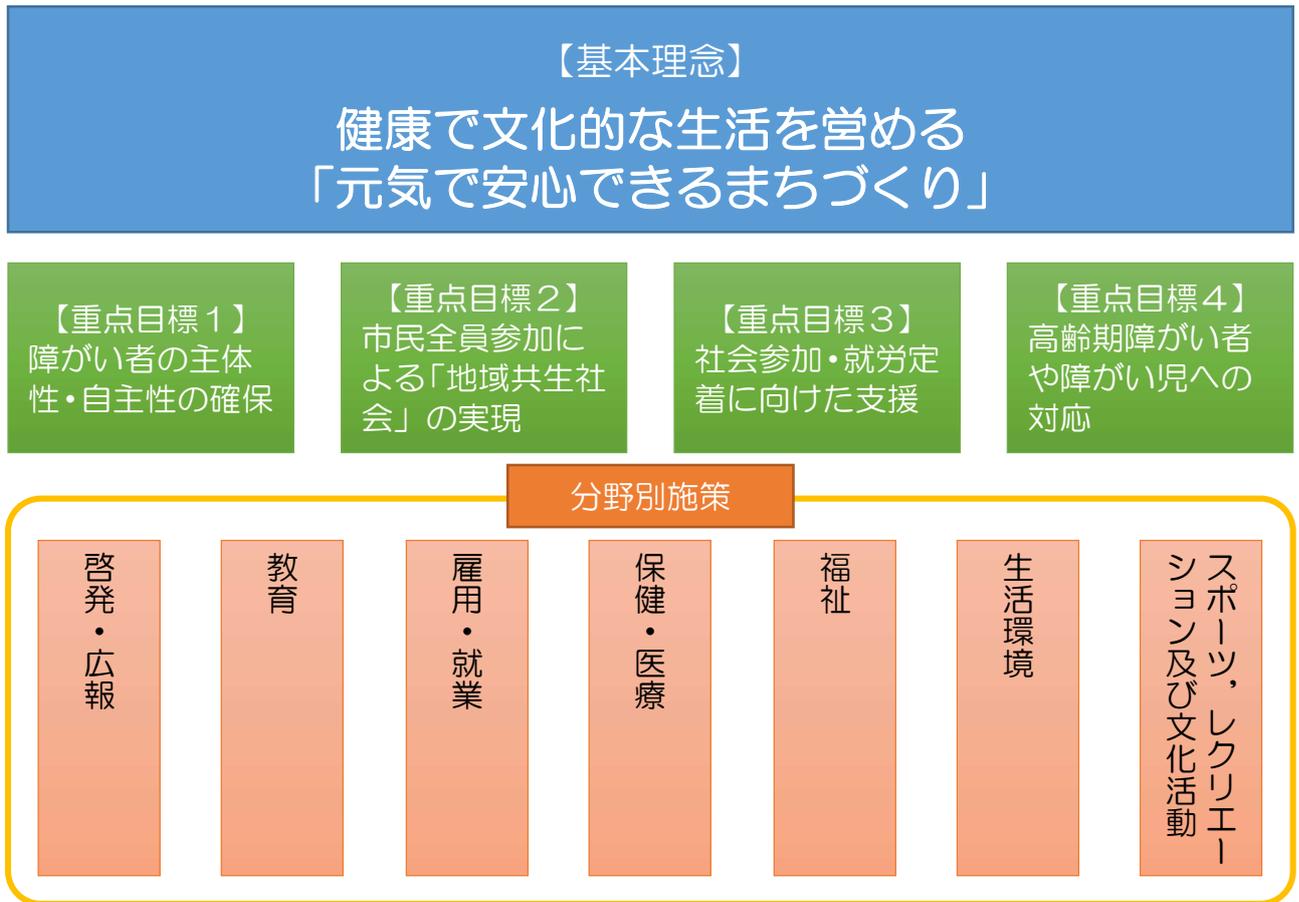
障がい者の高齢化に即応した支援を行うとともに、障がい児の支援にあたっては、関係機関と連携し、障がいの早期発見や療育支援など特別な支援が必要な子どもの状態を把握し、個々の状態に対応するため、ライフステージに応じた切れ目のない支援や保健、医療、福祉、教育、就労支援等が連携し、一貫した支援体制の強化に努めます。

## 第3節 分野別施策

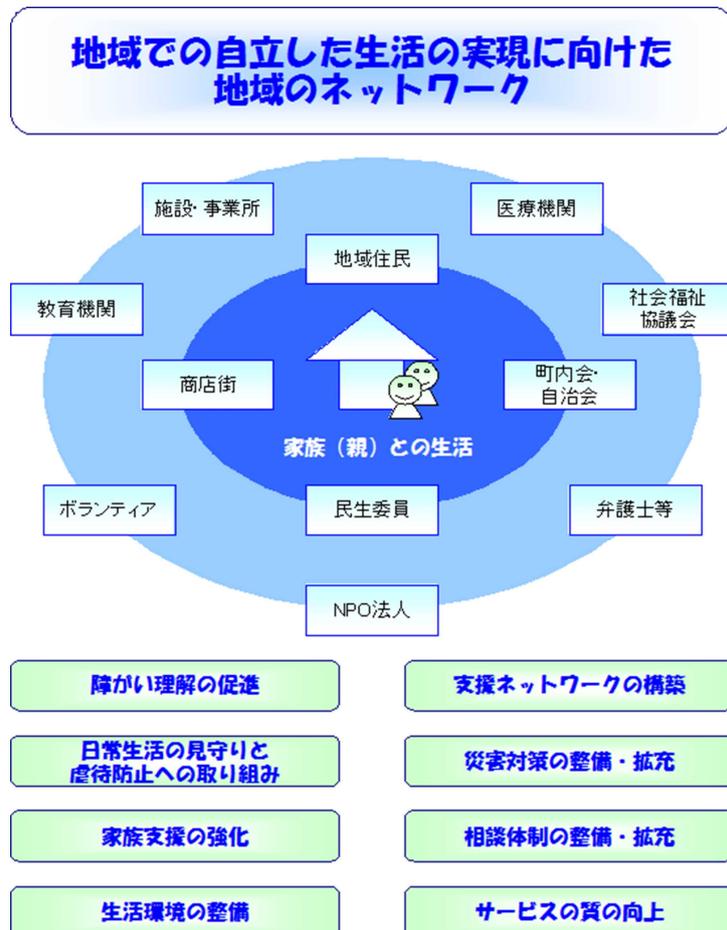
基本理念及び重点目標の達成に向けて、本市が取り組む各種施策を以下の通り、分野別にまとめました。

1. 啓発・広報
2. 教育
3. 雇用・就業
4. 保健・医療
5. 福祉
6. 生活環境
7. スポーツ、レクリエーション及び文化活動

## 第4節 施策の体系図



### 【計画推進のイメージ】



## 第4章 分野別施策の基本的方策

### 第1節 啓発・広報

障がい者を含むすべての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、行政が障がい者に対して各種施策を実施することに加えて、社会を構成するすべての人々が障がい及び障がい者に対して十分な理解と配慮を示すことが重要です。

すべての障がい者が社会を構成する一因として、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得るために、社会的障壁の除去に向けた啓発及び知識の普及を図ることが必要です。

また、障がい者が住み慣れた地域で生きがいに満ちた日々を送ることができるよう、各種団体との密接な連携を取り、広報紙の利用促進を図りながら、幅広い啓発活動を行い、住民の理解を一層深めていくための支援体制の強化が求められます。

また、福祉の心を育むために、学校・職場・地域社会・家庭等日常生活の場で、市民が自然な形で障がい者とふれ合える福祉教育の諸施策を実施するとともに、住民及び障がい者自身のボランティア活動を推進していく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (1) 啓発・広報の推進

- ① 啓発広報にあたっては、障がいのある方もない方も地域の中でともに暮らし、学ぶというノーマライゼーションの理念のもとに、「社会参加と共生」の視点に立った住民の意識啓発の促進に努めます。  
本市では、広報紙の活用・各種団体の開催する会議での出前講座の実施・福祉事務所窓口での啓発活動などを活用し、障害福祉サービスの周知を図っています。今後も継続して各関係機関と連携し、あらゆる手段を通して啓発・広報に努めます。
- ② 「障害者週間（12月3日～9日）」、「人権週間（12月4日～10日）」、「障害者雇用支援月間（9月）」等の意義を広く市民に理解してもらうための広報を推進します。市民に障がいに対する関心と理解を深め、障がい者の社会・経済・文化その他あらゆる分野活動への参加を促進します。
- ③ 各福祉団体等が主催する自主活動や仲間づくりのイベント等を支援し、相互交流を促進します。
- ④ 障がい及び障がい者に対する理解を深め、障がい者の自立意識の向上を図ります。
- ⑤ 各種保健福祉制度の周知のため、より分かりやすいパンフレット「保健福祉のしおり」等を作成します。

## (2) 福祉教育の推進

- ① 学校教育における児童・生徒の福祉教育を推進します。関係機関と連携して、障がい者と児童・生徒との交流活動を支援し、「福祉の心」や障がいに対する正しい理解と配慮を育み、互いの違いを認め合って協力し合う人間尊重の精神を涵養します。
- ② 地域におけるあらゆる機会を利用し、ボランティア精神を育む福祉教育を推進します。福祉事務所・保健所・各種福祉団体等と連携して、職場や地域・家庭等における福祉施設体験学習会や福祉講演会等を開催し、障がい者とのふれあい交流の促進や福祉教育の拡大に努めます。

## (3) ボランティア活動の推進

- ① ボランティア活動の拠点である社会福祉協議会との連携を密にし、地域住民主導によるボランティア活動への積極的な参加を促進します。  
また、ボランティアセンターへの登録や、ボランティアフェスタへの積極的な参加を促すために、ボランティア委員会の活動促進に取り組みます。
- ② 学校教育において、児童生徒のボランティア活動についての理解を深めるとともに、障がい者や児童生徒自身がその能力・適性において、積極的に参加する機会の確保に努めます。
- ③ 学校・地域・家庭をはじめ関係機関団体・企業等との連携のもとに、ボランティア活動に必要な知識や技術に関する研修等の拡充に努めます。
- ④ ボランティア活動への積極的な参加を促し、市民及び障がい者自身が主体となったボランティア活動を支援します。
- ⑤ 地域のボランティア活動団体等に対して、専門的な情報を提供します。
- ⑥ 「近隣保健福祉ネットワーク」等を活用し、在宅福祉アドバイザーや民生委員の見守り活動を通じて、みんなで支え合う地域づくりを推進します。

## 第2節 教育

障がい児の教育については、その可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの年齢、障がいの状態や能力、適性等に応じて適切な教育を行うことが重要であり、困難な状態を改善・克服して将来の社会参加・自立を可能とする指導が必要です。

障がいの有無にかかわらず共に教育を受けられるように、教育の内容・方法に配慮しながら必要な施策を講じることや、障がい児並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行い、可能な限りその意向を尊重することが大切です。

本市では、小・中学校に特別支援学級を設置するとともに、特別支援学校等とも連携して、障がいの程度に応じた学習を実施しています。今後は、適切に就学が行われるための施策の推進、教員の専門性の向上のための研修体制の充実や、施設・設備等の充実を図る必要があります。

また、障がいの有無に関わらず社会の中で平等に生涯学習の利益を享受し、共に学びふれあいの活動が出来る社会の実現に向けて、ノーマライゼーションの構築が求められます。

### 【施策の方向】

#### (1) 教育相談、就学指導体制の充実

- ① 就学相談においては、障がい児の実態を的確に把握し、保護者や本人の考えや意見を聞いた上で、特別な教育的対応の必要性についての共通理解を図ります。また、保護者への具体的な情報提供に努めます。
- ② 円滑な就学手続きのためには、早期から保護者の理解と協力を得る必要があることから、学校内における連携を深め校内就学指導体制の充実に努めます。
- ③ 専門的な知識と経験が求められる就学指導担当者の資質の向上を図るため、教育委員会において各種の研修会を開催します。
- ④ 本市では、市内保育所等において障がい児を受け入れており、障がい児の療育強化に努めています。今後も、乳幼児健診などを通じて障がい児を把握し早期療育に努めるとともに、教育支援委員会において適切な就学指導を行います。

## (2) 障がい児に対する教育の充実

- ① 障がい児を的確に把握し、特別支援教育の充実や、就学指導体制の整備等を行い、学校教育における障がいのある児童生徒の教育を充実させます。
- ② 障がい児を担当する教職員の指導力の向上を図るために、専門的研修の推進に努めます。また、すべての教職員が障がい児を正しく理解できるように努めます。
- ③ 地域社会において、障がい児が、障がいのない児童生徒と交流する学習機会を可能な限り拡充し、共に育つ、地域に開かれ支えられた障がい児教育の充実に努めます。
- ④ 障がい児の多くに言語の遅れがあることから保護者の研修を実施するとともに、保護者のサークル活動等に対して、情報提供や支援を行います。

## (3) 生涯学習の充実

障がい者が、健やかで生きがいのある生活を送れるように、学校・地域・家庭をはじめ関係機関団体等と連携して、生涯学習の充実に努めます。

## 第3節 雇用・就業

障がい者がその適性と能力に応じて仕事に就き、社会経済活動に参加することは、社会的に自立するとともに、生きがいのある生活を送るうえで重要な意義を持っています。

障がい者の雇用については、職業訓練及び職業相談、職業紹介等によりその促進を図るとともに、一般雇用が困難な障がい者の就労の場としての施設等の整備が進められています。とくに近年の経済情勢の悪化に対応するため、障がい者雇用を支援する制度が拡充されており積極的な活用の促進が求められています。

### 【施策の方向】

#### (1) 障がい者の就業支援

- ① 障がい者の職業選択の自由を尊重しつつ、障がい者がその能力に応じて、適切な職業に従事できるように、多様な就業先の確保に努めます。
- ② 障害者就業・生活支援センター及び障害者職業能力開発校等の周知広報により就業を支援します。
- ③ ハローワーク等が実施する障がい者の職業相談等を周知広報するとともに障害者社会復帰連絡会議の開催等に積極的に協力し、参加促進を図ります。

#### (2) 障がい者の雇用機会の拡大の推進

- ① 障がい者の特性に応じたきめ細やかな相談を行い、職業能力開発に必要な民間企業等の支援や援助を活かして雇用促進を図ります。
- ② 就業および就業継続を目的とする就労移行支援、就労継続支援等の障害福祉サービスを推進し、障がい者の就業支援に努めます。
- ③ 障がい者の雇用促進を図るため、事業主に対し障がい者雇用について理解と認識を深めるための啓発活動を行い、雇用の確保について働きかけます。

## 第4節 保健・医療

障がいの原因となる疾病等の予防体制を確立するために、一次予防としての健康教育、二次予防としての各種健康診査等による疾病の早期発見・早期治療・早期療育、三次予防としての医学的リハビリテーションを充実する必要があります。

### 【施策の方向】

#### (1) 母子保健対策の充実・推進

- ① 障がいの発生予防・早期発見のために、母子保健訪問指導を継続的に実施します。
- ② 妊産婦、新生児や児童に対する健康教育、健康指導、健康診査等の充実を図り、予防接種の適切な実施等に努めるとともに、正確な母子保健の知識を広く市民全体に普及します。
- ③ 乳幼児健康診査や子育て教室等の機会を利用して、不慮の事故に関する正しい知識、危険因子、予防対策等の普及啓発に努めます。
- ④ 障がいの原因となる疾病等の早期発見のため、学校における健康診断等の適切な実施に努めます。

#### (2) 成人保健対策の充実・推進

- ① 職場や医療機関との連携を強化し、地域ぐるみで生活習慣病等の疾病予防、早期発見・早期治療、健康増進等に関する啓発活動の推進に努めます。
- ② 適正な栄養、運動、休養等、健康的な生活スタイルの確立のため、健康づくりを推進します。
- ③ 生活習慣病の予防のため、地域における健康診査等の適切な実施や疾病等に関する健康相談・健康教育活動を充実します。

#### (3) 医療・リハビリテーションの充実

- ① 医療・介護の給付又はリハビリテーションの提供にあたっては、可能な限り身近な場所においてこれらを受けられるように必要な施策を実施します。
- ② こども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費等の公費助成を継続的に実施し、早期治療の徹底を図ります。
- ③ 障がい者の自立支援のために、訪問看護・リハビリテーション・訪問指導等の在宅サービスの充実を図ります。
- ④ 障がい者自身や家族等の関係者に対して、合併症や日常生活における必要な知識を普及します。
- ⑤ 疾病や負傷等により、在宅で寝たきりや重度の障がいがある方に対して、介護保険サービスや障害福祉サービス等を提供します。

#### (4) 精神保健対策の充実・推進

- ① 精神障がい者に適切な医療の機会を提供し、継続的に支援するため、関係機関等の連携を図ります。
- ② 市民の心の健康について、正しい知識の普及啓発を行い、保健センター等における精神保健相談や援助体制の充実に努めます。
- ③ 精神障がい回復状態に応じた段階的な社会参加を支援するために、社会復帰訓練のあり方等を検討します。
- ④ 精神障がい者に対する市民の理解を深め、精神障がい者を地域で支える体制づくりに努めます。

#### (5) 障がいの原因となる傷病の予防と対策

- ① 障がいの原因となる傷病の予防に必要な知識の普及に努めます。母子保健等の保健対策の強化や当該傷病の早期発見及び早期治療の推進を図ります。
- ② 障がいの原因となる難病等について、その調査及び研究に協力し、難病等に対する施策を推進します。

#### (6) 専門従事者の養成・確保

保健医療対策の推進にあたっては、専門的技術を有する質の高いマンパワーの確保が不可欠であるため、理学療法士、作業療法士、看護職員等の専門従事者の養成・確保に努めます。

## 第5節 福祉

障がいの重複化，高齢化が進んでいる状況を踏まえ，障害福祉サービスの充実と障がい者が住み慣れた家庭や地域の中で，地域社会の一員として安心して生活し，生きがいを持って社会参加できる環境づくりが必要です。

障がい者に対する住民の理解と協力を得ながら，行政・福祉団体・ボランティア等と連携し，地域の福祉ニーズに的確に対応できる体制の整備が求められます。

### 【施策の方向】

#### (1) 地域福祉の推進

- ① 障がい者や高齢者が住み慣れた地域で生活を営めるように，在宅福祉を中心とした福祉サービスの充実に努めます。
- ② 民生委員や在宅福祉アドバイザーの訪問を通して，安否確認や福祉情報の提供を行います。
- ③ 地域福祉活動を推進する社会福祉協議会が中心となり，市民の積極的な参加と協力を得ながら，近隣保健福祉ネットワークの充実に努めます。
- ④ 障がい者や高齢者等，援護が必要な方達に対する福祉・介護サービスを適切に提供できる体制を整備します。
- ⑤ 高齢者・障がい者・児童等の福祉サービスについて，相互又は一体的に利用しやすく，地域全体で地域住民が主体的に地域課題解決を試みる「我が事・丸ごと」の仕組みづくりを検討します。

#### (2) 自立と社会参加の促進

- ① 生活支援体制の充実や居住の場の確保，日常生活の援護等を図り，障がい者の自立した生活を支援します。
- ② 障がい者の自立と社会参加の促進のため，言語（手話を含む）その他の意思疎通の手段の確保に努めます。

#### (3) 障害福祉サービスの適切な提供

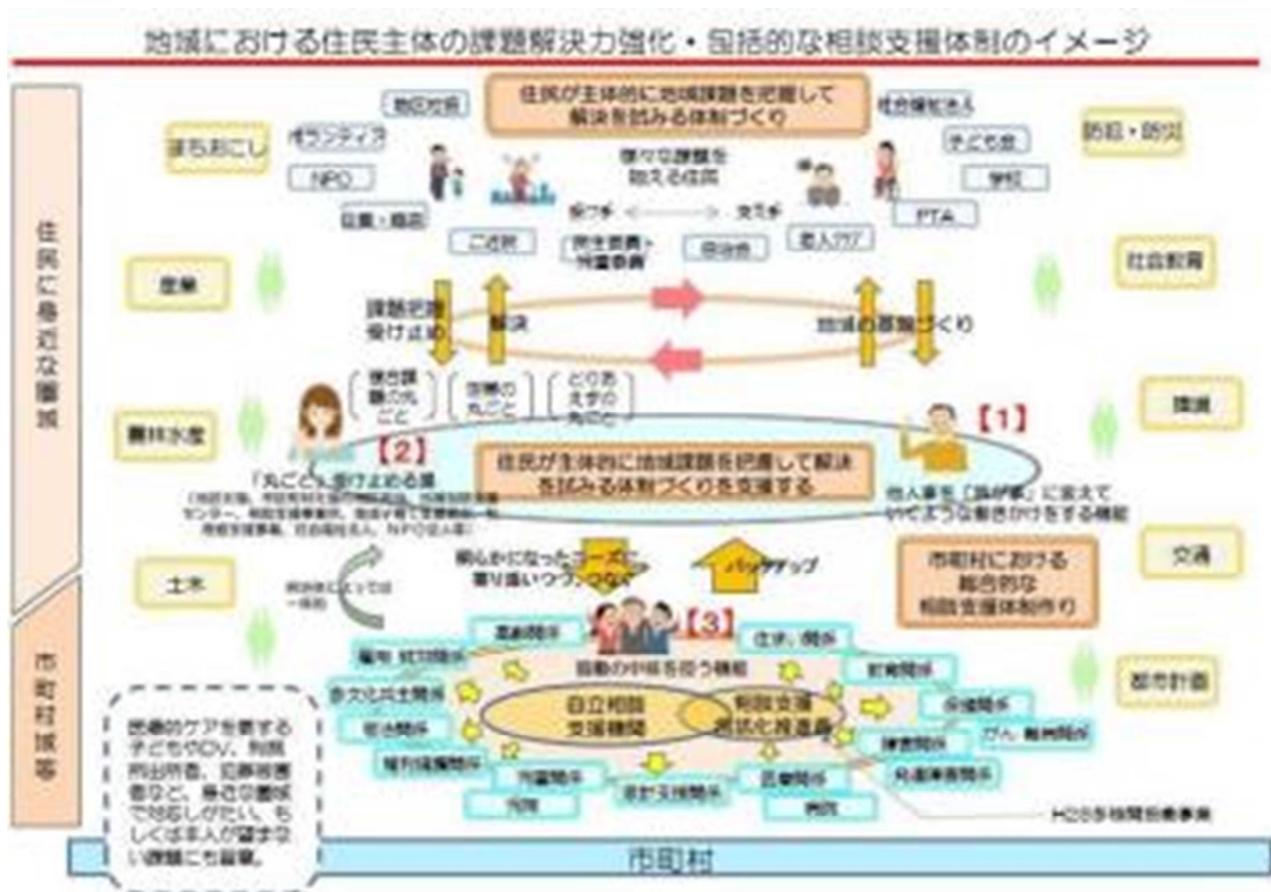
- ① 障がい者の有効なサービス利用のため，障害福祉サービスをより多くの人が認知し，利用できるよう広報活動に努めます。
- ② 国や県，審査会，サービス提供事業者等と連携を取り，障害支援区分認定審査会を定期的開催して，適切な障害支援区分の認定や障害福祉サービスの給付業務の提供に努めます。
- ③ 障がい者が地域で生活する上で，適切にサービス提供されているかを検討し，必要な支援を充実し就労や自立への援助を図ります。

#### (4) 専門従事者の養成・確保と障がい者（児）団体の活性化

- ① 福祉サービスの質的向上のために、介護福祉士や社会福祉士等の確保を図ります。また、福祉サービスの円滑な提供のため身体障害者相談員等の活用を図ります。
- ② 障がい者団体と連携し、各団体が実施する事業を支援します。

#### (5) 人権保護と虐待防止対策の拡充

- ① 障害者虐待防止法の成立を機に虐待防止に関する法律の趣旨が徹底される中で、地域社会において各関係機関の連携をより一層深め、障がい者だけでなく高齢者、そして児童の虐待防止活動や権利保護活動への取り組みを強化して、すべての人が暮らしやすい社会を目指します。
- ② 各事業者や地域自立支援協議会との連携を図り、情報交換を円滑化し、虐待の未然防止に努めます。
- ③ 障がい者の虐待の防止について、市の障がい者虐待防止センターにおいて、虐待の情報を速やかに関係機関へ提供を行うなど、連携と虐待防止の周知徹底を図ります。
- ④ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の成立を機に、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供に努め、障害の有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指します。



## 第6節 生活環境

「障がい者とともに歩む地域づくり」を推進するためには、地域社会において、障がい者に対する正しい理解と配慮が必要です。そのためには、全ての障がい者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるとともに、障がい者が地域社会において安定した生活を営めるようにすることや、地域社会において他の人々と共生することが妨げられないことが重要です。

建築物・道路・公園・交通機関等における障害物の除去や、情報収集やコミュニケーションに当たってのハンディキャップの軽減は、障がい者の自立と社会活動への参加を促進するための基礎的な条件となる事から、行政・民間事業者・市民が一体となって理解を深め、協力して取り組むことが求められています。

本市では、障がい者や高齢者が住みやすいまちづくりのため、市をはじめとする公的機関が管理する建築物等については、出入り口のスロープ化や自動ドア処置等の整備を行い、また道路については、通行の安全を確保するため、歩道の拡幅や段差解消等を進めています。

### 【施策の方向】

#### (1) 総合的な福祉のまちづくりの推進

建築物や道路、公共施設等の整備改善を充実させるとともに、福祉環境整備の必要性について、市民全体の理解や積極的な支持・協力を促す意識の高揚を図ります。

#### (2) 住宅環境の整備

- ① 公営住宅の改造にあたっては、障がい者や高齢者に配慮した整備を推進します。
- ② バリアフリーの導入や手すりやスロープの設置等により、車いす使用者の通行幅の確保、段差解消を行います。

#### (3) 公共建築物等の改善

不特定多数の方が利用する建築物については、障がい者等にとって円滑に利用できるよう、バリアフリー化を促進します。

#### (4) 選挙等における配慮

選挙において、障がい者が円滑に投票できるよう、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じます。

## (5) 公園等環境の整備

公園等の整備にあたっては、障がい者用トイレや水飲み場の設置、障がい者用の駐車スペース等にきめ細かな配慮をし、施設のバリアフリー化を推進します。

## (6) 移動・交通対策の推進

- ① 道路については、幅の広い歩道の確保や段差の解消により安全で快適な歩行空間を確保します。
- ② 障がい者の屋外での移動を容易にするため、移動支援事業・自動車改造費助成事業・盲導犬の給付等各種援助策を実施します。

## (7) 防犯・防災対策の推進

- ① 災害対策について、継続的に要援護者台帳の作成を行い、障がい者への地域ぐるみの支援体制を強化します。
- ② 障がい者に対して防犯・防災への意識の向上を図り、災害その他の非常事態時の安全を確保します。
- ③ 緊急時における通報体制については、ファックス110番・緊急通報装置・火災警報器・自動消火器等の周知を図ります。
- ④ 障がい者や高齢者が安心して暮らせる環境を確保するため、緊急時に迅速な対応が取れるよう、地域住民による自主防災組織や消防機関等と連携した防災ネットワークの充実を図ります。

## (8) 消費者保護対策の充実

消費者からの各種相談に対応できる体制を充実するとともに、消費者トラブルの未然防止のため、県消費生活センター等各種機関と連携をとり、消費者情報の的確な提供に努めます。

## (9) 相談体制及び情報収集・提供

- ① 市障害者等基幹相談支援センターにおいて障がいの種別や年齢を問わず、障がい者やその家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉その他の各般にわたるサービスをコーディネート、専門的な機関への紹介など一貫した総合相談体制を充実させます。
- ② 手話通訳者等派遣、点字図書給付等のサービスを充実し、視覚障がい者、聴覚障がい者等に対する的確な情報提供に努めます。
- ③ 情報化社会の進展に伴い、障がい者が円滑に情報を取得利用し、他人との意思疎通を図れるように、情報通信機器の普及促進を図ります。

## (10) 司法手続における配慮

障がい者とその権利を円滑に行使できるように、個々の特性に応じた意思疎通の手段を確保します。

## 第7節 スポーツ、レクリエーション及び文化活動

全ての障がい者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で、スポーツ、レクリエーション及び文化活動は、社会参加促進や生活を豊かにするためにも極めて重要であり、積極的に振興が図られる必要があります。特にスポーツについては、障がい者の体力の向上、健康増進という観点からも大きな意義があります。

スポーツやレクリエーション、文化活動等を通じて、仲間との交流や各種大会への参加等が促進され、生きがい対策としても多大な効果が期待されます。スポーツ活動や健康づくり、文化活動等への参加・啓発を推進するなかで、障がい者のスポーツ、レクリエーション及び文化活動への参加機会をさらに確保し、その質的充実を図る必要があります。

### 【施策の方向】

#### (1) スポーツ、レクリエーションの振興

- ① 障がい者のスポーツ、レクリエーションの振興を図るため、社会教育・社会体育施設の利用に配慮した設備の整備・改修に努めます。
- ② スポーツ、レクリエーション活動を支援するとともに、ボランティア団体等と連携を取り指導員等の育成を図ります。また、各協会の行う行事に人的な援助を行い、交流の促進を図ります。
- ③ 障がいの種別や障がいの程度を越えた障がい者同士や市民との交流の促進が図られるよう、その機会の確保に努めます。
- ④ 2020年に鹿児島県で開催される国民体育大会とともに第20回全国障害者スポーツ大会が県内各地で開催されます。本市は車椅子バスケットボール会場となっており、これを機に障がい者のスポーツへの参加機会と質の充実に努めます。

#### (2) 文化活動の振興

- ① 生涯学習、音楽・絵画・演劇・書道等の文化活動への参加を促進します。
- ② 文化活動への参加機会の確保に努めるとともに、必要な施策を実施します。

#### (3) 国際交流・国際協力の振興

- ① 諸外国の障がい者との交流は、国際感覚を培うとともに障がい者の問題に対する視野を広め、障がい者の自立と社会参加を促進する上で大きな意義があるため、障がい者の国際交流の推進に努めます。
- ② 県が推進する国際障害者スポーツ大会への選手派遣や青少年・女性の各種海外派遣研修等への参加促進や情報提供に努めます。

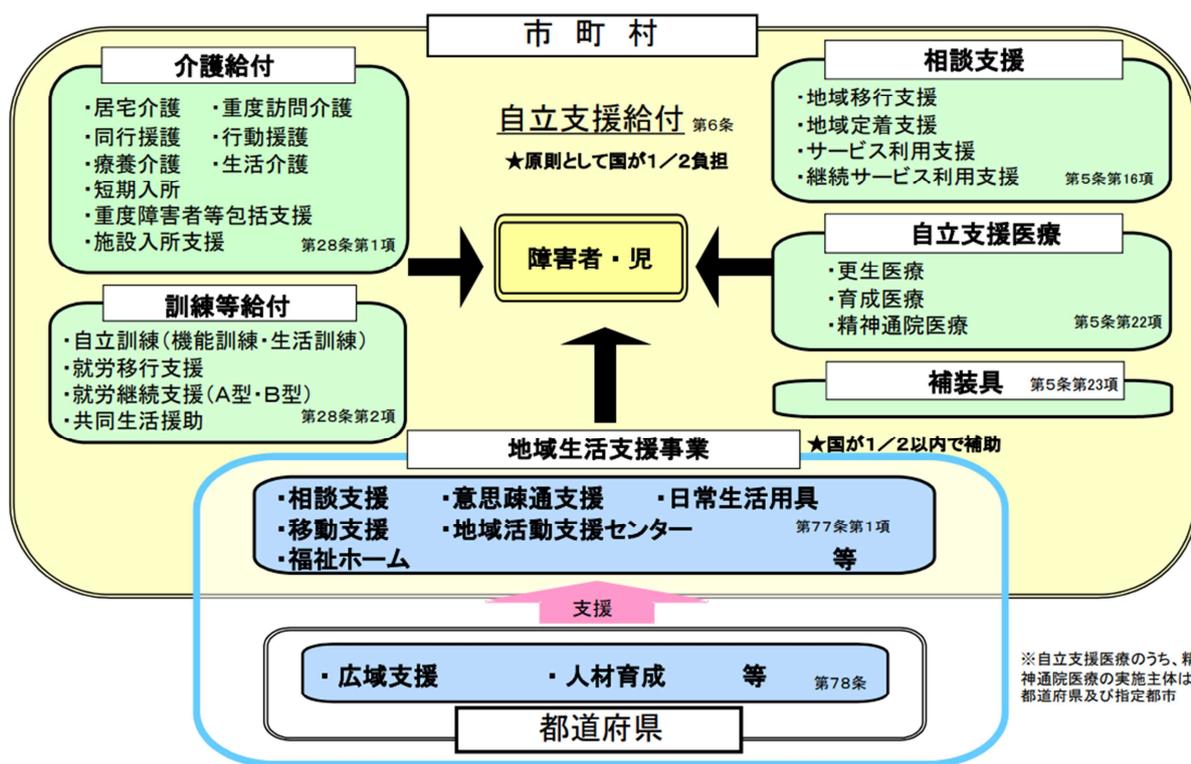
# 第5章 第5期障害福祉計画

## 第1節 基本指針・成果目標

平成30年4月から施行される改正障害者総合支援法では、障がい者が安心して地域で生活できるよう地域生活支援としての「自立生活援助」及び一般就労に移行した在職障害者が就労に伴う生活面の課題解決に向けた取り組みに向けての「就労定着支援」が創設されました。

国の基本指針では、「福祉施設から地域生活への移行促進」、「障がい者の地域生活の支援」、「福祉施設から一般就労への移行」の目標値見直しに加えて、新たに「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」や「就労定着支援の職場定着率」などについて成果目標を定めることされていることから、本市でも、国の指針を勘案しながら、地域の実情等を反映しつつ成果目標を定めます。

### 障害者総合支援法の給付・事業



「障害者総合支援法におけるサービス体系と実施体制」 出典：厚生労働省

地域生活支援の流れ（イメージ）



初期段階

- 地域移行支援計画の作成（利用者の具体的な意向の聴取や、精神科病院・入所施設等との個別支援会議の開催等を踏まえて作成）
- 対象者への地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等（信頼関係構築、退院に向けた具体的イメージ作り）

中期段階

- 対象者への訪問相談（不安や動機づけの維持のための相談）
- 同行支援（地域生活の社会資源や公的機関等の見学，障害福祉サービス事業所の体験等）
- 自宅への外泊，一人暮らしやグループホーム等の体験宿泊
- 関係機関との連携（精神科病院・入所施設等との個別支援会議開催や調整等）

終期段階

- 住居の確保等の支援（退院・退所後の住居の入居手続きの支援）
- 同行支援（退院・退所後に必要な物品の購入，行政手続き等）
- 関係機関との連携・調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関との連絡調整）

## 1 福祉施設から地域生活への移行促進

### (1) 地域生活への移行者数の増加

【国の指針】平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上を地域生活へ移行。

【市の目標】平成 28 年度末時点の施設入所者数 62 人の 9%以上である 6 人を移行することとします。

### (2) 施設入所者数の削減

【国の指針】平成 28 年度末時点の施設入所者数の 2%以上を削減。

【市の目標】平成 28 年度末時点の施設入所者数 62 人の 2%以上である 3 人を削減することとします。

| 【実績値】                     | 【目標値】       | 【目標値】                     | 【目標値】           |
|---------------------------|-------------|---------------------------|-----------------|
| 平成 28 年度<br>時点入所者数<br>(人) | 削減見込<br>(人) | 平成 32 年度<br>時点入所者数<br>(人) | 地域生活移行者数<br>(人) |
| 62                        | 3           | 60                        | 6               |

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の指針】平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置。

【市の目標】平成 32 年度末までに本市において当該協議の場を設置することとします。

| 【実績値】             | 【目標値】              |
|-------------------|--------------------|
| 平成 29 年度<br>(市町村) | 平成 32 年度末<br>(市町村) |
| 0                 | 1                  |

## 3 地域生活支援拠点等の整備

【国の指針】平成 32 年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも 1 つの拠点等を整備。

【市の目標】平成 32 年度末までに本市もしくは圏域において 1 箇所の拠点等の整備を図ります。

| 【実績値】            | 【目標値】             |
|------------------|-------------------|
| 平成 29 年度<br>(箇所) | 平成 32 年度末<br>(箇所) |
| 0                | 1                 |

## 4 福祉施設から一般就労への移行等促進

### (1) 福祉施設の利用者のうち、一般就労に移行する者の増加

【国の指針】平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上の増加。

【市の目標】平成 28 年度の一般就労への移行実績 2 人の 1.5 倍以上である 3 人を目標とすることとします。

**(2) 就労移行支援事業所の利用者数の増加**

【国の指針】平成 28 年度末の就労移行支援事業所の利用者の 2 割以上の増加。

【市の目標】平成 28 年度末の就労移行支援事業所の利用者 19 人の 2 割以上である 23 人を目標とすることとします。

**(3) 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の増加**

【国の指針】就労移行支援事業所全体の 5 割以上と設定。

【市の目標】国の指針を踏まえて、50%以上の 1 カ所を目標とします。

**(4) 就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率**

【国の指針】職場定着率を 80%以上と設定。

【市の目標】国の指針及び本市の実情を踏まえ、60%以上を目標とします。

| 一般就労移行者数        |                          | 就労移行支援事業所の利用者数  |                          |
|-----------------|--------------------------|-----------------|--------------------------|
| 平成 28 年度<br>(人) | 【目標値】<br>平成 32 年度<br>(人) | 平成 28 年度<br>(人) | 【目標値】<br>平成 32 年度<br>(人) |
| 2               | 3                        | 19              | 23                       |

| 就労移行率 3 割以上の<br>就労移行支援事業所の割合 | 就労定着支援事業による<br>支援開始 1 年後の職場定着率 |                          |
|------------------------------|--------------------------------|--------------------------|
| 【目標値】<br>平成 32 年度<br>(%)     | 【目標値】<br>平成 31 年度<br>(%)       | 【目標値】<br>平成 32 年度<br>(%) |
| 50                           | 60                             | 60                       |

## 第2節 障害福祉サービス

### 1 訪問系サービス

#### サービスの概要

| サービス名         | 対象者   | 内容  |
|---------------|---|---|
| (1)居宅介護       | 障害支援区分 1 以上の方。  | 在宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。  |
| (2)重度訪問介護     | 障害支援区分 4 以上で下記に該当する方。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>•二肢以上の麻痺などがあり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外に認定されている方。</li> <li>•知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を必要とする方。</li> </ul> | 重度の肢体不自由者、その他の障がい者で常に介護を必要とする方に、在宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。 |
| (3)同行援護       | 【身体介護を伴わない場合】<br>同行援護アセスメント調査票による調査項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が 1 点以上の方。<br>【身体介護を伴う場合】<br>上記のほか、障害支援区分 2 以上で、かつ別途定める調査項目にいずれか一つ以上に認定されている方。                                    | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供（代筆、代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。         |
| (4)行動援護       | 障害支援区分 3 以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が 10 点以上に該当する障がい者(障がい児はこれに相当する心身の状態である者)。  | 自己判断能力が制限されている方が行動するときに危険を回避するための支援や外出支援を行います。                        |
| (5)重度障害者等包括支援 | 障害支援区分 6 で意思疎通に著しい困難を有し一定の要件に該当する方。   | 常時介護を要する方で、介護の必要程度が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。                     |

## (1) 居宅介護

### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」については、平成 28 年度の 1 人当たり利用時間×見込人数とします。
- ・「利用者数」については、平成 27～28 年度の伸び率と平成 28～29 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(時間) | 259      | 295      | 356      | 445      | 554      | 691      |
| 利用者数(人) | 14       | 18       | 22       | 27       | 34       | 42       |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・市内に事業所がないことから、近隣市の事業所での対応を図るとともに、市内に新たな事業所の立地を促進します。

## (2) 重度訪問介護

### ①見込量設定の考え方

- ・平成 25 年度・平成 26 年度は利用実績があり、介護保険の併給等の利用可能性があることから、サービス対象者が希望した場合、サービスを供給します。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(時間) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 利用者数(人) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、近隣市の既存の事業所での対応を図るとともに、市内に新たな事業所の立地を促進します。

## (3) 同行援護

### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」については、平成 28 年度の 1 人当たり利用時間×見込人数とします。
- ・「利用者数」については、平成 29 年度の実績なみで推移するものと見込みます。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(時間) | 120      | 150      | 313      | 320      | 320      | 320      |
| 利用者数(人) | 2        | 3        | 6        | 6        | 6        | 6        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・市内に事業所がないことから、近隣市の事業所での対応を図るとともに、市内に新たな事業所の立地を促進します。

## (4) 行動援護

### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」については、平成 28 年度の 1 人当たり利用時間×見込人数とします。
- ・「利用者数」については、平成 29 年度の実績なみで推移するものと見込みます。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(時間) | 21       | 23       | 23       | 23       | 23       | 23       |
| 利用者数(人) | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・市内に事業所がないことから、近隣市の事業所での対応を図るとともに、市内に新たな事業所の立地を促進します。

## (5) 重度障害者等包括支援

### ①見込量設定の考え方

- ・現在のところ利用実績がないことから、利用の見込みはないものとしますが、サービス対象者が希望した場合、サービスを供給します。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(時間) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 利用者数(人) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、近隣市の事業所での対応を図るとともに、市内に新たな事業所の立地を促進します。

## 2 日中活動系サービス

### サービスの概要

| サービス名              | 対象者   | 概要  |
|--------------------|---|---|
| (1)生活介護            | 常時介護を必要とする方で障害支援区分3（50歳以上は区分2）以上の方。   | 常に介護を必要とする方に、主に昼間、障害者支援施設等において入浴、排泄、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会提供を行います。               |
| (2)自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者、又は知的障がい者および精神障がい者。  | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上のために支援が必要な訓練等を行います。                  |
| (3)就労移行支援          | 一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がい者。   | 一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。  |
| (4)就労継続支援（A型）      | 一般就労する事が困難な方で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者。   | 雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けて支援を行います。                                   |
| (5)就労継続支援（B型）      | 一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や、または一定年齢に達している障がい者で、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。   | 就労の機会を提供するとともに、生産活動に係る知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。                               |
| (6)福祉型短期入所         | 18歳以上の利用者：障害支援区分1以上障がい児支援区分1以上。   | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間の・夜間も含めて施設等で入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。                         |
| (7)医療型短期入所         | 重症心身障がい児・障がい者等<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を実施。</li> <li>・障害支援区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方等。</li> </ul>                         | 入浴、排せつ及び食事の介護等。<br>＊医療ニーズの高い障がい児、障がい者に対する医学的管理や療養上必要な措置を実施した場合、加算による評価を実施します。 |
| (8)療養介護            | 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分が6であり、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸管理を行っている方。</li> <li>・障害支援区分が5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者。</li> <li>・指定療養介護事業所を利用する方。</li> </ul> | 医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。   |
| (9)就労定着支援          | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方。   | 企業や自宅等への訪問・来所により生活や体調管理などの課題解決に向けて必要な連絡調整や指導助言を行います。                          |

## (1) 生活介護

### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」については、平成 28 年度の 1 人当たり利用時間×見込人数とします。
- ・「利用者数」については、平成 27～28 年度の伸び率と平成 28～29 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 1,749    | 1,934    | 2,125    | 2,357    | 2,616    | 2,902    |
| 利用者数(人) | 83       | 93       | 102      | 113      | 126      | 140      |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・利用者の増加に対応するために、市内及び市外事業所の利用を促進します。

## (2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

### ①見込量設定の考え方

#### 【機能訓練】

- ・「見込量」、「利用者数」ともに、平成 29 年度の実績なみで推移するものと見込みます。

#### 【生活訓練】

- ・「見込量」については、平成 27～28 年度の平均値を勘案し設定します。
- ・「利用者数」については、平成 29 年度の実績なみで推移するものと見込みます。

### ②見込量（1ヶ月当り）

#### 【機能訓練】

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 0        | 7        | 18       | 18       | 18       | 18       |
| 利用者数(人) | 0        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

#### 【生活訓練】

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 13       | 33       | 27       | 30       | 30       | 30       |
| 利用者数(人) | 1        | 2        | 2        | 2        | 2        | 2        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・市内に事業所がないことから、近隣市の事業所での対応を図ります。

### (3) 就労移行支援

#### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」,「利用者数」ともに,平成32年度の市の目標値に向けた利用を見込みます。

#### ②見込量(1ヶ月当り)

|         | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 見込量(人日) | 343    | 370    | 349    | 349    | 370    | 400    |
| 利用者数(人) | 18     | 19     | 18     | 18     | 20     | 23     |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- ・既存の事業所でのサービス供給が可能であることから,既存の事業所での対応を図ります。

### (4) 就労継続支援(A型)

#### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」については,平成28年度の1人当たり利用時間×見込人数とします。
- ・「利用者数」については,平成27~28年度の伸び率と平成28~29年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

#### ②見込量(1ヶ月当り)

|         | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 見込量(人日) | 477    | 528    | 676    | 814    | 979    | 1,177  |
| 利用者数(人) | 24     | 27     | 35     | 42     | 50     | 60     |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- ・新たな事業者の立地に伴う利用者の増加に対応するとともに,既存事業所の拡充と更なる事業所の立地を促進します。

## (5) 就労継続支援 (B型)

### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」については、平成 28 年度の 1 人当たり利用時間×見込人数とします。
- ・「利用者数」については、平成 27～28 年度の伸び率と平成 28～29 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②見込量 (1ヶ月当り)

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 936      | 1,141    | 1,192    | 1,384    | 1,607    | 1,867    |
| 利用者数(人) | 54       | 69       | 72       | 84       | 97       | 113      |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・利用者の増加に対応するために、既存事業所の拡充に努めるとともに、支援内容の充実に努めます。

## (6) 福祉型短期入所

### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」については、平成 28 年度の 1 人当たり利用時間×見込人数とします。
- ・「利用者数」については、平成 27～28 年度の伸び率と平成 28～29 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②見込量 (1ヶ月当り)

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 97       | 97       | 108      | 120      | 133      | 148      |
| 利用者数(人) | 9        | 10       | 11       | 12       | 14       | 15       |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・利用者の増加に対応するために、市内及び市外事業所の利用を促進します。

## (7) 医療型短期入所

### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」、「利用者数」とともに、平成 29 年度に新たに市内でのサービスが供給されたことから、若干の増加傾向で推移するものと見込みます。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 1        | 1        | 2        | 3        | 4        | 5        |
| 利用者数(人) | 1        | 1        | 2        | 3        | 4        | 5        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・既存の事業所でのサービス供給が可能であることから、既存の事業所での対応を図ります。

## (8) 療養介護

### ①見込量設定の考え方

- ・平成 29 年度の実績なみで推移するものと見込みます。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | 6        | 6        | 6        | 6        | 6        | 6        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。

## (9) 就労定着支援

### ①見込量設定の考え方

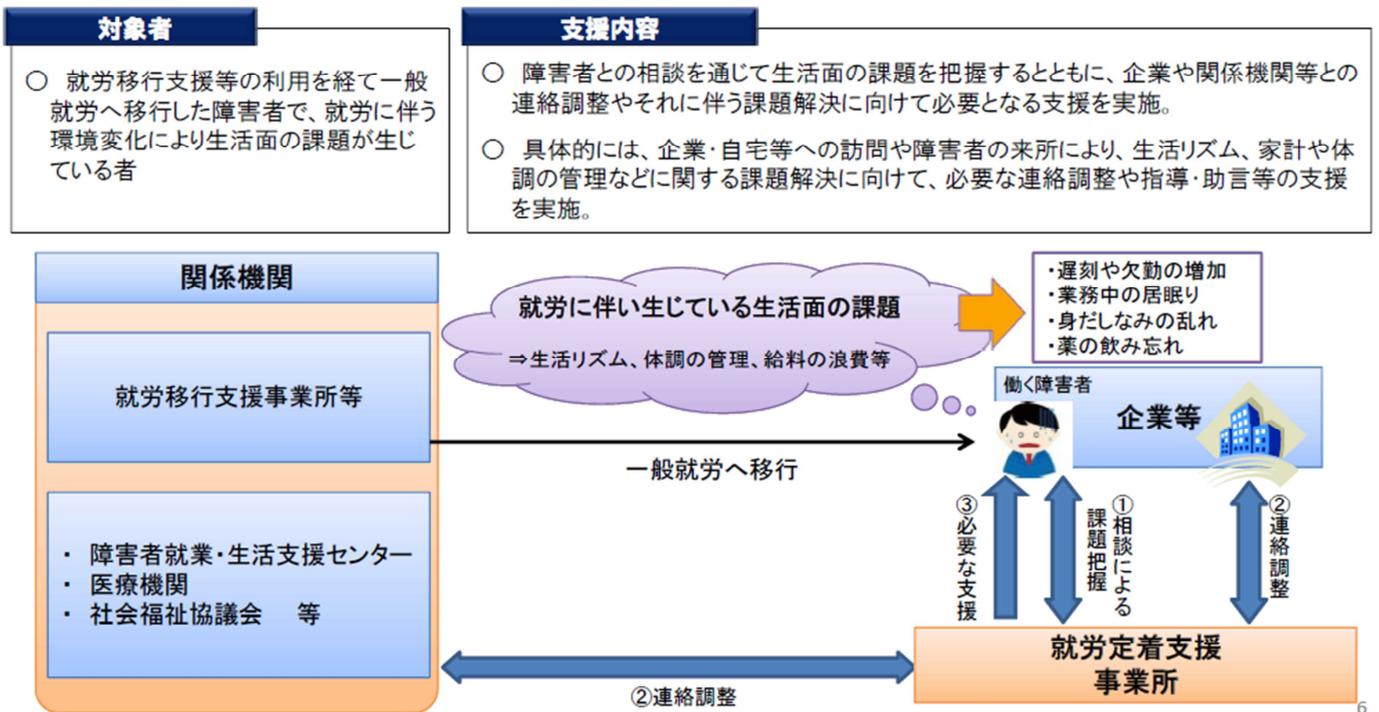
- 新たに創設される制度で、具体的なサービス内容等が国から示された後、サービス提供体制の確保などを事業所等と調整を行ったうえで、利用者数の見込を行います。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | -        | -        | -        |          |          |          |

### ③確保方策

- 国から具体的な内容が示された後、検討します。



### 3 居住系サービス

#### サービスの概要

| サービス名      | 対象者  | 概要   |
|------------|--|--|
| (1) 共同生活援助 | <p>障害支援区分が区分1以下に該当する身体障がい者（65歳未満の者、または65歳に達する前日までに障害福祉サービス等を利用したことがある者）、知的障がい者及び精神障がい者。</p> <p>*障害支援区分2以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。</p>   | <p>地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。</p>   |
| (2) 施設入所支援 | <p>①生活介護を受けている者で障害支援区分4以上（50歳以上は区分3以上）である方。</p> <p>②自立訓練又は就労移行支援を受けている方で入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における通所のサービス訓練等を受けることが困難な方。</p> <p>③就労継続支援B型と施設入所支援との利用を希望する者または生活介護と施設入所支援との利用を希望する障害支援区分4（50歳以上は区分3）より低い方で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用組み合わせが必要と認められた者</p> | <p>主に夜間や休日に施設に入所する方に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。</p>  |
| (3) 自立生活援助 | <p>障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある方で、一人暮らしを希望する方。</p>  | <p>定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活に課題がないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどの確認を行い、必要な助言や関係機関との調整を行います。</p> <p>また、利用者からの要請により訪問・電話等で随時対応します。</p> |

## (1) 共同生活援助

### ①見込量設定の考え方

- ・平成 27～28 年度の伸び率と平成 28～29 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | 37       | 43       | 50       | 58       | 68       | 79       |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・利用者の増加に対応するために、市内及び市外事業所の利用を進めます。

## (2) 施設入所支援

### ①見込量設定の考え方

- ・施設入所者数の平成 32 年度削減目標値に向けて設定します。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | 61       | 62       | 69       | 66       | 63       | 60       |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・市内に事業所がないことから、近隣市の事業所での対応を図ります。

### (3) 自立生活援助

#### ①見込量設定の考え方

- ・新たに創設される制度で、具体的なサービス内容等が国から示された後、サービス提供体制の確保などを事業所等と調整を行ったうえで、利用者数の見込を行います。

#### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | —        | —        | —        |          |          |          |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

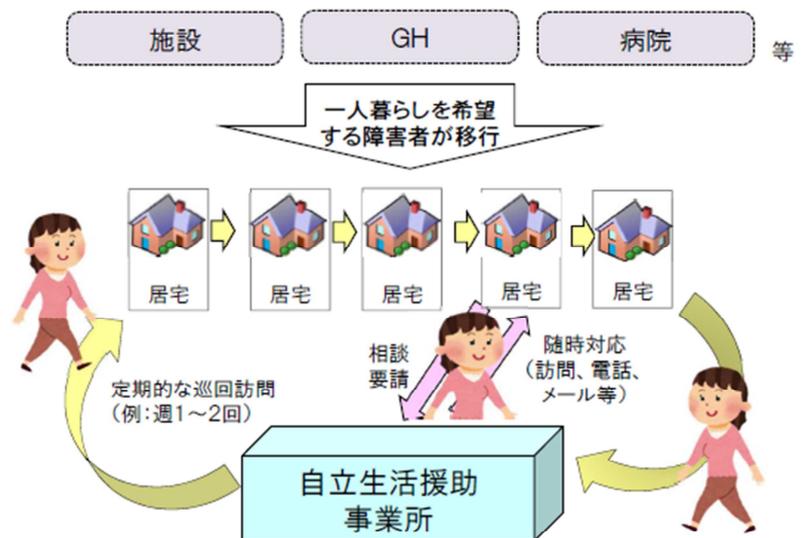
- ・国から具体的な内容が示された後、検討します。

#### 対象者

- 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等

#### 支援内容

- 定期的に利用者の居宅を訪問し、
  - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
  - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
  - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
  - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。



## 4 相談支援

### サービスの概要

| サービス名      | 対象者   | 概要   |
|------------|---|--|
| (1) 計画相談支援 | 障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者。<br>障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい児。                              | サービス利用支援は障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。<br>継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。 |
| (2) 地域移行支援 | 障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者。<br>精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）等に入院している精神障がい者。<br>保護施設、更正施設等を退所する障がい者。 | 住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。   |
| (3) 地域定着支援 | 居宅において単身、または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者。  | 対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。  |

### (1) 計画相談支援

#### ①見込量設定の考え方

- 平成 27～28 年度の伸び率と平成 28～29 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

#### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | 39       | 47       | 48       | 54       | 60       | 67       |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- 広く事業の周知を図り、利用を促進します。

## (2) 地域移行支援

### ①見込量設定の考え方

- ・現在のところ利用実績がありませんが、受け皿となるグループホームが設置され、地域移行を進めていくことから、推計しました。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | 0        | 0        | 0        | 1        | 2        | 3        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、市内及び市外の相談支援事業所での対応を図ります。
- ・広く事業の周知を図り、利用を促進します。

## (3) 地域定着支援

### ①見込量設定の考え方

- ・現在のところ利用実績がありませんが、今後、地域定着を進めていくことから、推計しました。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | 0        | 0        | 0        | 1        | 1        | 2        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、市内及び市外の相談支援事業所での対応を図ります。
- ・広く事業の周知を図り、利用を促進します。

# 第6章 第1期障害児福祉計画

## 第1節 基本指針・成果目標

平成30年4月から施行される改正児童福祉法では、障害児ニーズの多様化へのきめ細やかな対応を図ることとして、「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象拡大が行われるとともに、障害児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市においても「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

本市においては、一連の制度改正に対応し、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく福祉サービスとして国が定める「障害児支援の提供体制の整備等」について成果目標を定め、必要となる施策の充実や環境の整備を図っていきます。

### 1 障がい児支援の提供体制の整備等

#### (1) 児童発達支援センター

【国の指針】児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置。

【市の目標】事業者により設置されています。

| 【実績値】          | 【目標値】           |
|----------------|-----------------|
| 平成29年度<br>(箇所) | 平成32年度末<br>(箇所) |
| 1              | 1               |

#### (2) 保育所等訪問支援

【国の指針】保育所等訪問支援を利用できる体制を市町村で構築。

【市の目標】事業者により実施しています。

| 【実績値】          | 【目標値】           |
|----------------|-----------------|
| 平成29年度<br>(箇所) | 平成32年度末<br>(箇所) |
| 1              | 1               |

#### (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

【国の指針】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を市町村に少なくとも1カ所確保。

【市の目標】事業者により設置されています。

| 【実績値】          | 【目標値】           |
|----------------|-----------------|
| 平成29年度<br>(箇所) | 平成32年度末<br>(箇所) |
| 1              | 1               |

※医療型児童発達支援との違い：プレイルームなどの施設要件が加わる。

医療型は平成24年改正で肢体不自由通園施設等から一元化。

**(4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所**

【国の指針】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを市町村に少なくとも1カ所確保。

【市の目標】事業者により設置されています。

| 【実績値】          | 【目標値】           |
|----------------|-----------------|
| 平成29年度<br>(箇所) | 平成32年度末<br>(箇所) |
| 1              | 1               |

**(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場**

【国の指針】医療的ケア児支援の協議の場の設置。

【市の目標】設置に努めます。

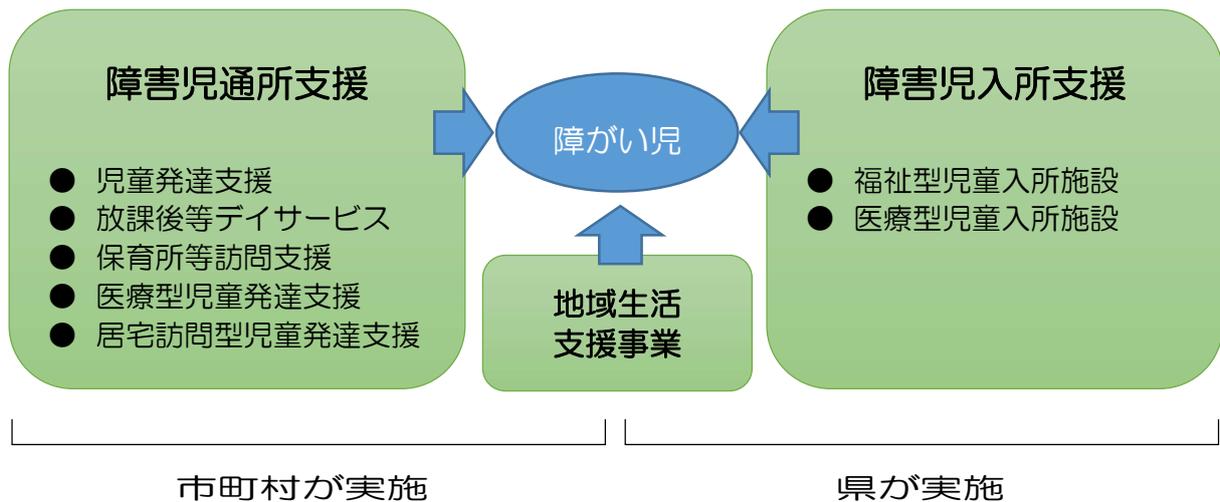
| 【実績値】          | 【目標値】           |
|----------------|-----------------|
| 平成29年度<br>(箇所) | 平成32年度末<br>(箇所) |
| 0              | 1               |

## 第2節 障がい児支援のサービス体系及び利用の流れ

### 1 障がい児支援のサービス体系

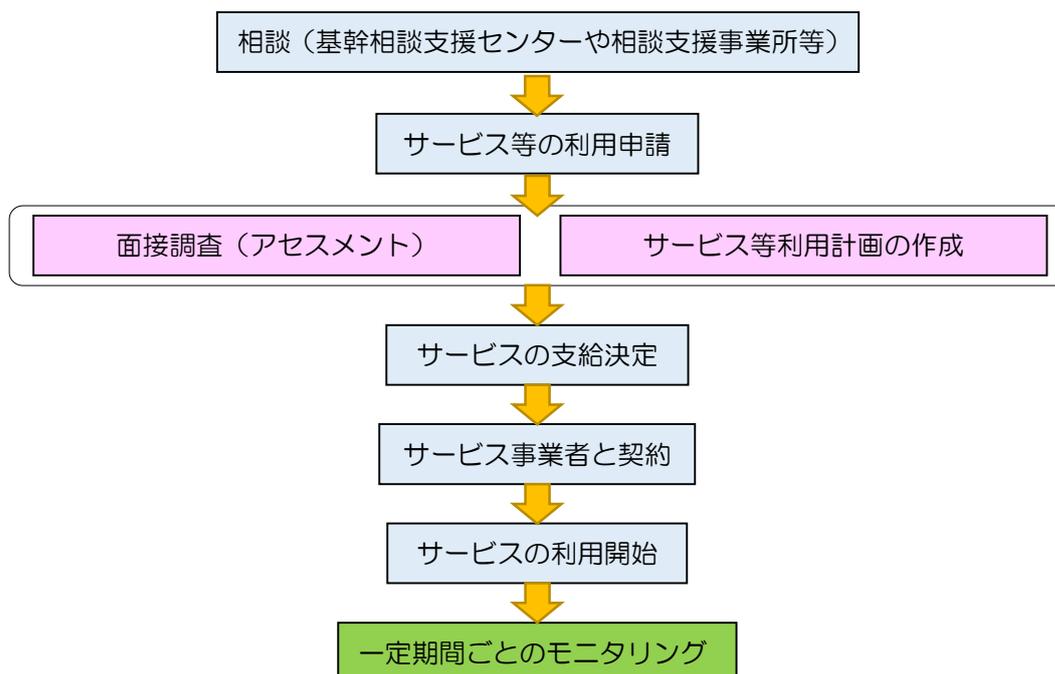
障がい児を支援する福祉サービスは、主に市町村が実施する障害児通所支援と県が実施する障害児入所支援の2つのサービスがあります。

また、地域生活支援事業については、相談支援や意思疎通事業、日常生活用具給付等のサービスを市町村が実施し、専門性の高い支援や広域的な支援を県が実施しています。



### 2 サービス利用の流れ

福祉サービス（障害児通所支援）を利用するには、市役所福祉課に申請し、サービスの支給決定、受給者証の交付を受ける必要があります。利用者の状況を把握するための面接調査（アセスメント／客観的事実に基づく評価）の結果や、サービス等利用計画に記載された意向等を参考に必要なサービスや支給量が決定されます。



## 第3節 障がい児支援

### 1 障害児通所支援

サービスの概要

| サービス名           | 対象者  | 概要   |
|-----------------|--|--|
| (1) 児童発達支援      | 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児                         | 児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。             |
| (2) 放課後等デイサービス  | 就学している障害児  | 授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。              |
| (3) 保育所等訪問支援    | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障害のある児童                                 | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。   |
| (4) 医療型児童発達支援   | 上肢、下肢または体幹の機能の障害のある障害児   | 医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。  |
| (5) 居宅訪問型児童発達支援 | 重症心身障がい児などの重度の障がいのある方で、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児 | 通所による発達支援を受ける機会が提供されていない重度の障がい等にある障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの自演を行います。 |

## (1) 児童発達支援

### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」については、平成 28 年度の 1 人当たり利用時間×見込人数とします。
- ・「利用者数」については、平成 27～28 年度の伸び率と平成 28～29 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 461      | 720      | 766      | 809      | 855      | 903      |
| 利用者数(人) | 56       | 79       | 84       | 89       | 94       | 99       |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・利用者の増加に対応するために、市内及び市外施設の利用を促進します。

## (2) 放課後等デイサービス

### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」については、平成 28 年度の 1 人当たり利用時間×見込人数とします。
- ・「利用者数」については、平成 27～28 年度の伸び率と平成 28～29 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 477      | 540      | 861      | 910      | 962      | 1,016    |
| 利用者数(人) | 37       | 42       | 67       | 71       | 75       | 79       |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・利用者の増加に対応するために、市内及び市外施設の利用を促進します。

### (3) 保育所等訪問支援

#### ①見込量設定の考え方

- ・「見込量」については、平成 28 年度の 1 人当たり利用時間×見込人数とします。
- ・「利用者数」については、平成 27～28 年度の伸び率と平成 28～29 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

#### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 1        | 21       | 65       | 68       | 72       | 76       |
| 利用者数(人) | 1        | 12       | 37       | 39       | 41       | 44       |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- ・利用者の増加に対応するために、児童発達支援センターの充実を図ります。

### (4) 医療型児童発達支援

#### ①見込量設定の考え方

- ・現在のところ利用実績がないことから、利用の見込みはないものとしますが、サービス対象者が希望した場合、サービスを供給します。

#### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 利用者数(人) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、近隣市の事業所での対応を図ります。

### (5) 居宅訪問型児童発達支援

#### ①見込量設定の考え方

- ・新たにサービス対象者が希望した場合、サービスを供給します。

#### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 利用者数(人) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、近隣市の事業所での対応を図ります。

## 2 障害児入所支援

### サービスの概要

| サービス名        | 対象者      | 概要   |
|--------------|----------|--|
| (1)福祉型児童入所施設 | 障がいのある児童 | 障害児入所施設に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行うものです。             |
| (2)医療型児童入所施設 | 障がいのある児童 | 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものです。 |

### (1) 福祉型児童入所支援

#### ①見込量設定の考え方

- ・県の事務により入所しており、サービス対象者が希望した場合、県につないでサービスを供給します。

#### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |
| 利用者数(人) | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        | 0        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、県と調整し市外の事業所での対応を図ります。

### (2) 医療型児童入所支援

#### ①見込量設定の考え方

- ・県の事務により入所しており、サービス対象者が希望した場合、県につないでサービスを供給します。

#### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 見込量(人日) | 30       | 30       | 30       | 30       | 30       | 30       |
| 利用者数(人) | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、県と調整し市外の事業所での対応を図ります。

### 3 障害児相談支援

#### サービスの概要

| サービス名      | 対象者                  | 概要   |
|------------|----------------------|--|
| (1)障害児相談支援 | 障害児通所支援を利用する<br>障がい児 | 障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成するものです。 |

#### (1) 障害児相談支援

##### ①見込量設定の考え方

- 平成 27～28 年度の伸び率と平成 28～29 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

##### ②見込量（1ヶ月当り）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | 12       | 22       | 23       | 25       | 26       | 27       |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

##### ③確保方策

- 広く事業の周知を図り，利用を促進します。



### (3) 相談支援事業

#### ①見込量設定の考え方

- ・本市が相談支援事業を委託している事業実施箇所数を見込量とします。

#### ②見込量

|           | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 実施箇所数(箇所) | 8        | 8        | 10       | 10       | 10       | 10       |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- ・現在契約している既存の 10 事業所（市内 3，市外 7）での対応を図ります。

## 2 成年後見制度利用支援事業

### サービスの概要

| サービス名        | 対象者   | 概要  |
|--------------|---|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | <p>下記のいずれにも該当する障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者福祉サービスを利用し，又は利用しようとする身寄りのない（原則，2親等以内の親族がいない）重度の知的障がい者又は精神障がい者</li> <li>・ 市が知的障がい者福祉法第 27 条の 3 又は精神保健福祉法第 51 条 11 に基づく，市長による後見人等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者</li> <li>・ 所得状況を勘案し，申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者</li> </ul> | <p>知的障がい者や精神障がい者のうち，判断能力が不十分な方について，障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため，市が行う成年後見の利用を支援します。</p> |

#### ①見込量設定の考え方

- ・ 過去 3 年間における最大の利用者数を将来の利用者数として見込みます。

#### ②見込量（年間）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | 1        | 1        | 0        | 1        | 1        | 1        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- ・ 支援が必要な対象者へサービスの周知を図ります。

### 3 意思疎通支援事業

#### サービスの概要

| サービス名                                  | 対象者                          | 概要   |
|--|------------------------------|--|
| (1)手話通訳者・要約筆記者派遣事業<br><br>(2)手話通訳者設置事業 | 聴覚障がい等により意思疎通を図ることに支障がある障がい者 | 聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。 |

#### (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

##### ①見込量設定の考え方

- ・過去3年間における最大の利用者数を将来の利用者数として見込みます。

##### ②見込量（年間）

|         | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 利用者数(人) | 175    | 190    | 124    | 190    | 190    | 190    |

※平成29年度の数值は現時点での見込みです。

##### ③確保方策

- ・手話通訳者等の養成に努め、サービスの供給に努めます。

#### (2) 手話通訳者設置事業

##### ①見込量設定の考え方

- ・現状を維持することとし、将来の設置者数を見込みます。

##### ②見込量（年間）

|         | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 設置者数(人) | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |

※平成29年度の数值は現時点での見込みです。

##### ③確保方策

- ・手話通訳者等の養成に努め、手話通訳者の配置に努めます。

## 4 日常生活用具給付事業

### サービスの概要

| サービス名   | 対象者                     | 概要  |
|---|-------------------------|---|
| (1)介護・訓練支援用具<br>(2)自立生活支援用具<br>(3)在宅療養棟支援用具<br>(4)情報・意思疎通支援用具<br>(5)排せつ管理支援用具<br>(6)住宅改修費 | 日常生活用具を必要とする障がい者<br>(児) | 日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。 |

### (1) 介護・訓練支援用具

#### ①見込量設定の考え方

- ・過去3年間における平均利用件数を将来の利用件数として見込みます。

#### ②見込量（年間）

|       | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 件数(件) | 1      | 4      | 1      | 2      | 2      | 2      |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

### (2) 自立生活支援用具

#### ①見込量設定の考え方

- ・平成28, 29年度の平均利用件数を将来の利用件数として見込みます。

#### ②見込量（年間）

|       | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 件数(件) | 9      | 4      | 2      | 3      | 3      | 3      |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

### (3) 在宅療養等支援用具

#### ①見込量設定の考え方

- ・過去3年間における平均利用件数を将来の利用件数として見込みます。

#### ②見込量（年間）

|       | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 件数(件) | 6      | 3      | 7      | 5      | 5      | 5      |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

#### (4) 情報・意思疎通支援用具

##### ①見込量設定の考え方

- ・過去3年間における最大の利用件数を将来の利用件数として見込みます。

##### ②見込量（年間）

|       | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 件数(件) | 3      | 1      | 1      | 3      | 3      | 3      |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

#### (5) 排せつ管理支援用具

##### ①見込量設定の考え方

- ・平成28年度の身体障がい者1人当たりの給付件数割合×身体障がい者の推計人口として設定しました。

##### ②見込量（年間）

|       | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 件数(件) | 716    | 753    | 866    | 751    | 754    | 753    |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

#### (6) 住宅改修費

##### ①見込量設定の考え方

- ・現在利用実績がありませんが、今後利用が発生するものと考え、最低限の利用件数を設定します。

##### ②見込量（年間）

|       | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 件数(件) | 0      | 0      | 0      | 1      | 1      | 1      |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

## 5 移動支援事業

### サービスの概要

| サービス名  | 対象者                       | 概要  |
|--------|---------------------------|---|
| 移動支援事業 | 外出時に移動の支援が必要と認められた障がい者（児） | 日常生活における必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動の介護を行います。 |

#### ①見込量設定の考え方

- ・過去3年間における最大の延べ利用者数を将来の延べ利用者数として見込みます。

#### ②見込量（年間）

|           | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 延べ利用者数(人) | 3      | 9      | 12     | 12     | 12     | 12     |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- ・市内に事業所がなく、近隣市町の事業所も限られていることから、既存の事業所を活用しながら、新たな事業所設置を呼びかけます。

## 6 地域活動支援事業

### サービスの概要

| サービス名        | 対象者   | 概要   |
|--------------|-------|--|
| 地域活動支援センターⅠ型 | 障がい者等 | 専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための理解、地域住民のボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を合わせて実施しないし、委託を受けていることを要件とします。   |
| 地域活動支援センターⅡ型 |       | 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。   |
| 地域活動支援センターⅢ型 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>実施主体から委託を受ける場合には、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業（小規模作業所）の実績を5年以上有していることを要件とします。</li> <li>自立支援給付に基づく事業所に併設して実施します。</li> </ul> |

#### ①見込量設定の考え方

- 過去3年間における最大の利用者数を将来の利用者数として見込みます。

#### ②見込量（年間）

|           | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実施箇所数(箇所) | 1      | 3      | 4      | 4      | 4      | 4      |
| 利用者数(人)   | 9      | 9      | 10     | 10     | 10     | 10     |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

#### ③確保方策

- 既存の事業所でのサービス供給が可能であることから、既存の事業所での対応を図ります。

## 7 その他任意事業

### サービスの概要

| サービス名                        | 対象者   | 概要  |
|------------------------------|---|---|
| (1) 訪問入浴サービス事業               | 身体障害者手帳1・2級の肢体不自由に該当し、他のサービスで入浴が困難な障がい者（児）  | 単独では入浴する事が困難な障がい者等に対し、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供することにより、身体を清潔に保持し、心身機能の維持を図ります。                                |
| (2) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業     | (1) 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している生活保護受給者、または要保護者（更生訓練費）<br><br>(2) 就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により、施設を退所することとなった者（就職支度金） | 就労移行支援事業または自立訓練事業利用者に更生訓練費を給付します。<br><br>就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職等により自立するため施設を退所することになった方に就職支度金を支給します。 |
| (3) 日中一時支援事業                 | 一時的に見守り等の支援が必要と認められた障がい者（児）   | 日中介護する方がなく、見守り等の支援が必要と認められた障がい者（児）に、見守りおよび社会的に対応するための日常的な訓練等、日中活動の場を提供するサービスです。                         |
| (4) 生活サポート事業                 | 障害支援区分が非該当のため、サービスを受けられない方で一定の条件に該当する方  | 日常生活の支援や家事援助が必要であると認められた方に、ホームヘルパー等を派遣し、家事援助を行います。  |
| (5) 社会参加促進事業（点字・声の広報等発行事業）   | 文字による情報入手が困難な重度視覚障がい者   | 点訳の方法により、市の広報などを定期的に提供します。  |
| (6) 社会参加促進事業（自動車運転免許取得費助成事業） | 身体障がい者手帳所持者（ただし、所得制限あり）   | 自動車免許を取得する方に、教習料の一部を助成します。（運転免許取得費の3分の2以内で、10万円を限度とする）  |
| (7) 社会参加促進事業（自動車改造費助成費用）     | 改造すれば自分で運転できる身体障がい者（ただし、所得制限あり）   | 障がいに応じて必要となる操行操作・駆動装置等の自動車改造に係る費用の一部を助成します。（10万円を限度とする）   |

## (1) 訪問入浴サービス事業

### ①見込量設定の考え方

- ・過去3年間における最大の利用者数を将来の利用者数として見込みます。

### ②見込量（年間）

|           | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実施箇所数(箇所) | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 利用者数(人)   | 2      | 2      | 3      | 3      | 3      | 3      |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・市内に事業所がないことから、近隣市町での対応を図ります。

## (2) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

### ①見込量設定の考え方

- ・平成28、29年度の平均利用者数を将来の利用者数として見込みます。

### ②見込量（年間）

|         | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 利用者数(人) | 2      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・障がい者の自立生活支援のため、サービスを継続していきます。

## (3) 日中一時支援事業

### ①見込量設定の考え方

- ・平成28、29年度の平均延べ利用者数を将来の延べ利用者数として見込みます。

### ②見込量（年間）

|           | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|           | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 実施箇所数(箇所) | 5      | 8      | 8      | 8      | 8      | 8      |
| 延べ利用者数(人) | 73     | 35     | 36     | 36     | 36     | 36     |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・市内に事業所がないことから、近隣市町での対応を図ります。

#### (4) 生活サポート事業

##### ①見込量設定の考え方

- ・現在利用実績がありませんが、今後利用が発生するものと考え、最低限の利用者数を設定します。

##### ②見込量（年間）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | 0        | 0        | 0        | 1        | 1        | 1        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

##### ③確保方策

- ・広く事業の周知を図り、利用を促進します。

#### (5) 点字・声の広報等発行事業

##### ①見込量設定の考え方

- ・過去 3 年間における最大の利用者数を将来の利用者数として見込みます。

##### ②見込量（年間）

|           | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|           | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 実施箇所数(箇所) | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |
| 利用者数(人)   | 6        | 6        | 6        | 6        | 6        | 6        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

##### ③確保方策

- ・今後も市で対応します。

#### (6) 自動車運転免許取得費助成事業

##### ①見込量設定の考え方

- ・過去 3 年間における最大の利用者数を将来の利用者数として見込みます。

##### ②見込量（年間）

|         | 実績       |          |          | 見込       |          |          |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|         | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | 平成 32 年度 |
| 利用者数(人) | 0        | 1        | 1        | 1        | 1        | 1        |

※平成 29 年度の数値は現時点での見込みです。

##### ③確保方策

- ・広く事業の周知を図り、利用を促進します。

## (7) 自動車改造費助成事業

### ①見込量設定の考え方

- ・過去3年間における平均利用者数を将来の利用者数として見込みます。

### ②見込量（年間）

|         | 実績     |        |        | 見込     |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 利用者数(人) | 1      | 2      | 1      | 1      | 1      | 1      |

※平成29年度の数値は現時点での見込みです。

### ③確保方策

- ・広く事業の周知を図り，利用を促進します。

# 第8章 計画の推進体制

## 1 計画の進行管理

### (1) PDCA サイクルの必要性

本計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

そのため、成果目標や活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとします。



|            |  |
|------------|--|
| 計画 (Plan)  | 「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。<br>①計画の策定と評価を行う体制の整理<br>②成果目標の設定とそれらを測る活動指標の整理<br>③計画の策定の段階で、実績の把握・分析・評価を行うスケジュールの整理 |
| 実行 (Do)    | 計画に基づき活動を実行し、その他にも新しい計画の周知を図り、評価に向けた実績把握の準備をする。  |
| 評価 (Check) | 少なくとも1年に1回中間評価として実施。<br>活動指標を用いた中間評価をより高い頻度で実績を把握し、分析・評価する。  |
| 改善 (Act)   | 中間評価の結果等を受け、施策の見直し・新規施策の追加や計画の見直し等見直しを行う場合は、協議会等における意見を交えつつ、計画の策定に必要な手順を踏まえた上で、計画を見直す  |

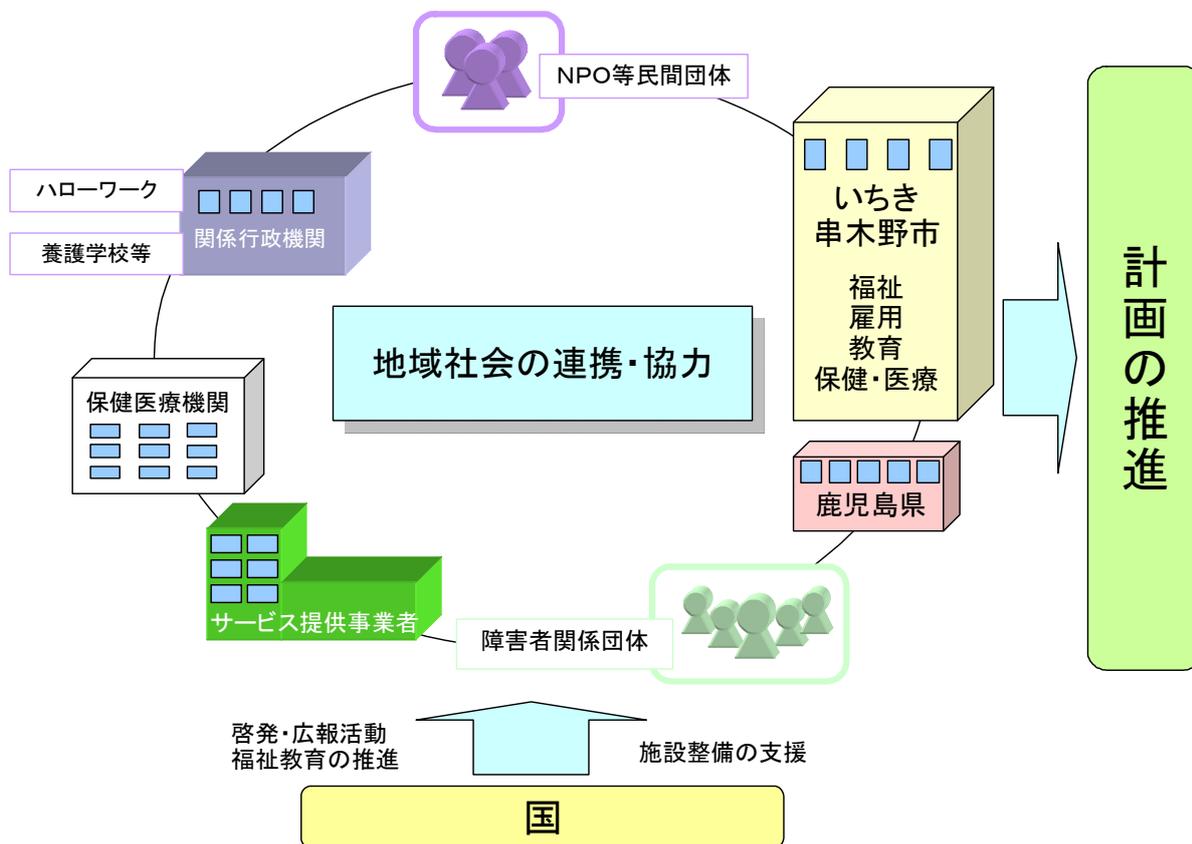
## 2 計画の推進・評価体制

### (1) 計画推進のためのネットワーク構築

本計画で実施する事業は、保健・医療、教育、雇用・就業等、広範囲な分野にわたって関係があります。また、その利用を促進するためには対象者等に対して広く広報し、周知を図る必要があります。そのため本計画の推進においては、福祉課が中心となり、庁内関係各部門との連携を図りながら計画を推進していきます。

また、地域全体で障がい者を支える力を高める観点から、障害者関係団体やサービス提供事業所、保健医療機関、NPO等民間団体等の地域ネットワークの強化を進めていきます。

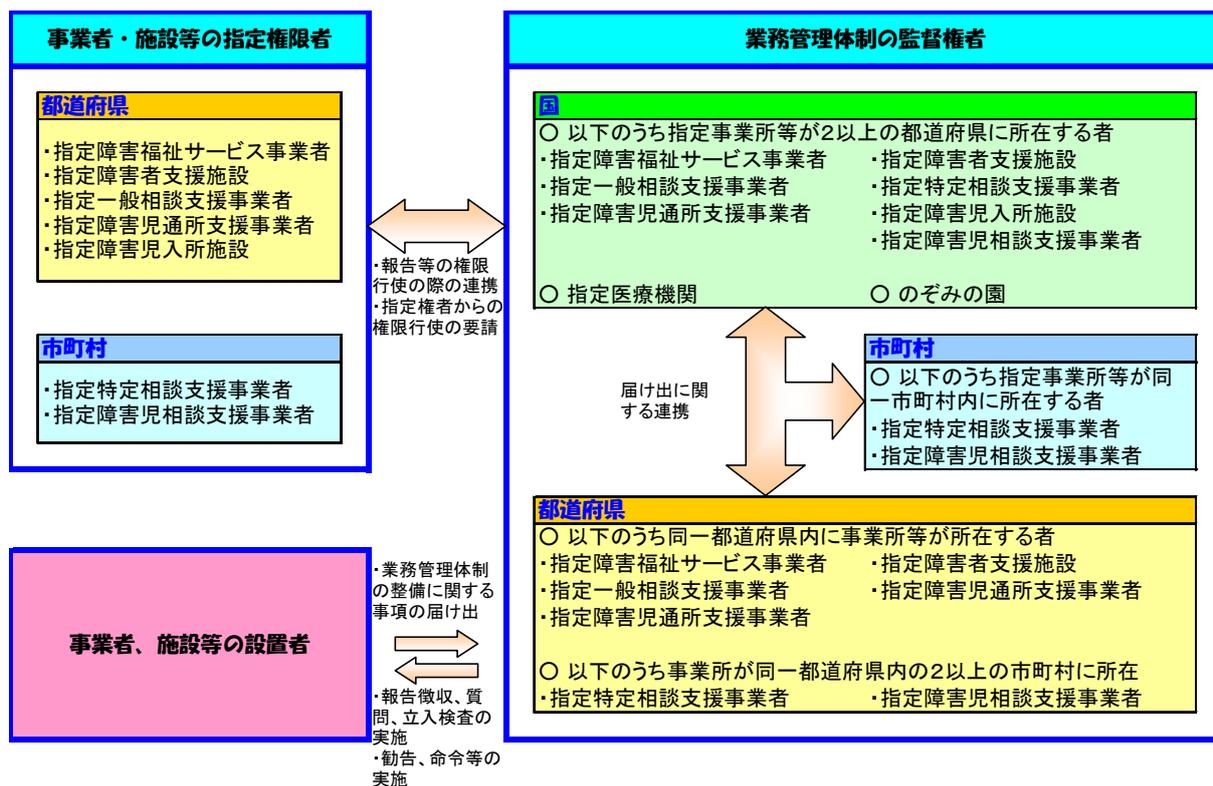
さらには、広域での施設の設置や利用など、広域的な対応が必要な事業については、近隣市町及び県との連携を図ってその実現に努めるとともに、国、県に対しては、特に行財政上の措置に関する要請を必要に応じて行います。



## (2) 監督責任の強化

障害福祉サービス等の提供にあたって基本となるのは、サービス提供事業所とそこで働く人材です。国・県・本市はそれぞれが監督責任を持つ事業所に対して、人材の養成やサービスに対する第三者の評価、障がい者等の権利擁護のための取り組みについて、連携して総合的かつ効果的に指導を行います。

また、障がい者の地域生活移行や就労移行等の推進に資する県内外の事例等について、広く関係者に情報を提供し、関係者の積極的な取り組みを推進します。



## (3) 制度の周知

国では、地域における共生社会の実現に向け、様々な障害者福祉制度の改革が進められており、利用者が適切なサービスを利用していく上で、制度への理解を深めていくことが不可欠です。

制度の実施にあたっては、しおり作成や広報・ホームページなどの活用はもとより、窓口や訪問、出前講座などの機会をとらえて制度の周知・啓発を図ります。また、相談支援機関や各種サービス事業所等にも情報提供を積極的に行い、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を進めます。